

# 第1回 野洲川地域安全協議会

日時：平成30年5月10日（木） 16:20～17:15

場所：野洲市総合防災センター

## ●議題

1. 「野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針（案）」の内容確認
2. 平成29年度の取組内容の報告
3. 平成30年度の取組内容（案）の予定
  - ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等
  - ・ 自転車を活用した現地調査
  - ・ 危機管理型水位計
  - ・ 防災教育の促進
4. ホットラインの確認

## ●連絡事項

1. 「洪水警報の危険度分布」の活用について
2. 洪水情報のプッシュ型配信（緊急速報メール）

## 配布資料

次第、出席者名簿、規約、配席図

- 資料1-1 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針（案）
- 資料1-2 取組方針の主な追加内容（案）説明資料（案）
- 資料2 野洲川の取組方針に基づく平成29年度の取組内容の報告
- 資料3 野洲川の取組方針に基づく平成30年度の取組内容（案）の予定
- 資料4 ホットラインの確認
- 資料5 「洪水警報の危険度分布」の活用について
- 資料6 洪水情報のプッシュ型配信（緊急速報メール）

# 第1回 野洲川地域安全協議会

## 出席者名簿

(市：市町コード順、敬称略)

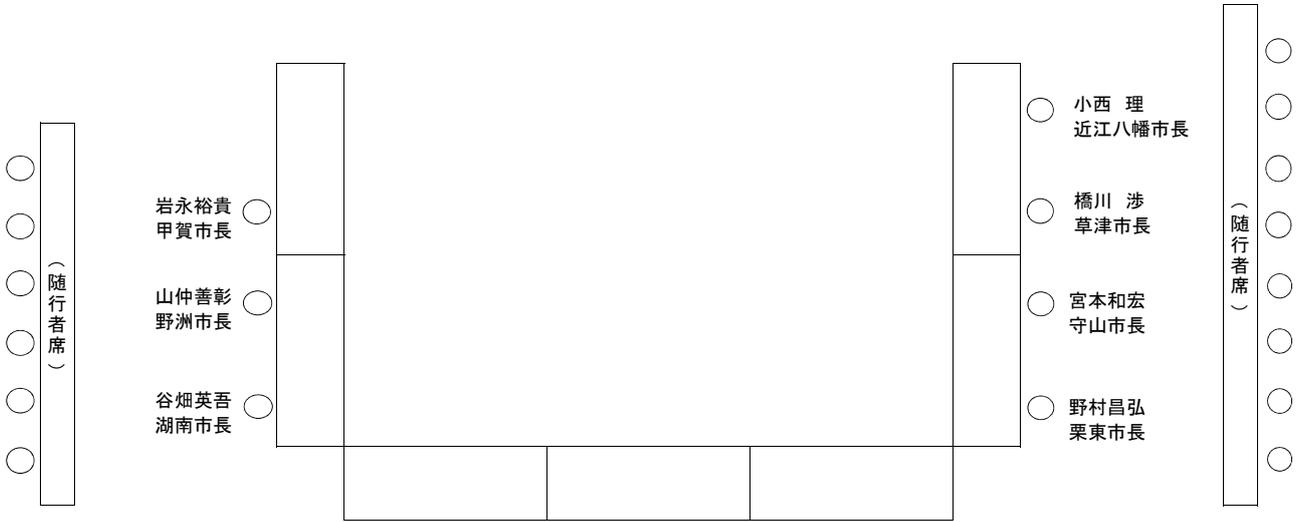
近江八幡市長	小西 理		
草津市長	橋川 渉		
守山市長	宮本 和宏		
栗東市長	野村 昌弘		
甲賀市長	岩永 裕貴		
野洲市長	山仲 善彰		
湖南市長	谷畑 英吾		
気象庁 彦根地方気象台長	藤田 由紀夫		
滋賀県知事	三日月 大造 (代理) 防災危機管理監 流域政策局長	松野 克樹 寺田 建吉	
滋賀県 土木交通部 技監 (南部土木事務所長事務取扱) (地域防災監事務取扱)	中寺 啓之		
滋賀県 甲賀土木事務所長 (兼 地域防災監)	速水 茂喜		
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長	水草 浩一		

# 第1回 野洲川地域安全協議会 配席図

(敬称略)

場所: 野洲市総合防災センター

スクリーン



入口

# 野洲川地域安全協議会 規約

## (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市を対象として、平成27年9月関東・東北豪雨などを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、水災害を想定した安全なまちづくりについて意見交換等を行い、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、野洲川および甲賀・湖南圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## (対象河川)

第3条 協議会は、野洲川、杣川、草津川、その他甲賀・湖南圏域における一級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会には会長を置き、琵琶湖河川事務所長が務めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議等を設けることができる。

5 委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

## (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成30年5月10日から施行する。

## 野洲川地域安全協議会 委員名簿

別紙

(市：市町コード順、平成30年5月10日現在)

所 属	官 職	備 考
近江八幡市	市長	
草津市	市長	
守山市	市長	
栗東市	市長	
甲賀市	市長	
野洲市	市長	
湖南市	市長	
滋賀県	知事	
滋賀県南部土木事務所	所長	
滋賀県甲賀土木事務所	所長	
気象庁 彦根地方気象台	台長	
琵琶湖河川事務所	事務所長	会長

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
野洲川および甲賀・湖南圏域の  
取組方針  
(案)

平成30年5月10日

野洲川地域安全協議会

〔 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市  
彦根地方气象台、国土交通省近畿地方整備局、滋賀県 〕

※当該取組方針は、野洲川、杣川、草津川、および甲賀・湖南圏域におけるその他の一級河川からの浸水を対象とした取組方針である。

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成 28 年 8 月、台風第 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成 29 年 6 月に、水防法等の一部を改正する法律が施行され、平成 33 年度までに緊急的に実施すべき事項に関する「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が取りまとめられた。

野洲川および甲賀・湖南圏域では、全国どこでも同様の豪雨災害が発生してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、草津川、琵琶湖を中心としつつ、甲賀・湖南圏域における他の一級河川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行う事を目的に、「近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、気象庁彦根地方气象台、近畿地方整備局、滋賀県」で構成される「野洲川地域安全懇談会」を平成 27 年 12 月 3 日に設立し、水防法第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」を平成 30 年 5 月 10 日に設置した。

野洲川および甲賀・湖南圏域は、国道 1 号・8 号、名神高速道路、JR 東海道新幹線・東海道本線・草津線等が走る交通要衝地であり、滋賀県の中核都市として社会・経済・文化の基盤を成している。また、全国的に人口減少が進む中、当地域は人口増加率の高い活力のある地域となっている。

本協議会では、野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害が発生した平成 25 年 9 月台風第 18 号など過去の災害の教訓、現状の水害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、自ら行動し、地域の防災力を高め』、「社会経済被害を最小化」するための

取り組みを実施し、水害に強い地域を目指す』ことを目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

主な取組の具体的な内容は、以下のとおり。

- ・「ハード対策」では、**基幹的対策である河川改修に加え**、危機管理型ハード整備や、洪水を安全に流す対策としての堤防強化などを実施するとともに、避難行動、水防活動、復旧活動に資する水防拠点などの基盤整備等を実施する。
- ・「ソフト対策」では、下記の取組等を展開することにより、「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を実施する。

#### ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組

- ・避難情報が対象者へ着実に届くようにケーブルテレビや防災メールの導入など
- ・住民自らが確実な避難行動が実施できるように、各住居から避難場所までを整理した「我が家の避難カード」の作成、小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検、地域住民と連携したサイクリングやまちあるきによる避難経路・河川周辺の現地調査など
- ・地域住民、河川の通過交通者等の避難時間を十分に確保するため、広域的な連携に資するタイムラインへの見直しなど

#### ②確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取り組み

- ・防災組織の広域的な協力・連携強化のための広域水防訓練の実施を検討、ロールプレイング方式による情報伝達訓練など
- ・**水防活動支援のための情報公開、情報共有**
- ・**危険性の高い中小河川における避難判断に資する目安の検討**

#### ③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取り組み

- ・浸水継続時間が長期に及ぶ湖岸地域等の早期復旧のため、浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討、資機材の広域的な輸送計画の作成など

## 2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題

### (1) 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要

野洲川は、滋賀県甲賀市土山町と三重県三重郡菟野町の境にある御在所山にその源を發し、田村川、杣川等をあわせながら湖南省、栗東市、野洲市、

守山市を通り北西に流下して琵琶湖北湖に注ぐ、幹川流路延長約 65km、流域面積 387km<sup>2</sup>の一級河川で、琵琶湖に流入する最大の河川である。

かつては、典型的な天井河川であり河口部で南流と北流に分岐していたが、昭和 54 年に放水路として一本化された。

昭和 28 年 9 月の台風第 13 号では、野洲川旧北流右岸堤防約 180m が決壊し、流出・半壊家屋が約 1700 戸、田畑の流出・埋没が約 500ha、冠水が 300ha になるなど、甚大な被害が発生した。

甲賀・湖南圏域の沖積地帯を流れる川は、葉山川、草津川、狼川、家棟川〔湖南市〕に代表されるように河床が周辺地盤高よりも高いところを流れる天井川と、その間に下流になるにつれて流路が分派していく用排水路河川(いわゆる尻無川)等で構成されている。

## (2) 主な課題

野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害を発生させた平成 25 年 9 月台風第 18 号における対応状況、現状の水害に関する取組状況などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- 野洲川の国管理区間における堤防整備率は 100% であるが、想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流による氾濫が想定される。
- 野洲川は、琵琶湖水位の影響を受けるため、琵琶湖の水位が上昇した場合、浸水継続時間が長期に及び、琵琶湖湖岸の浸水継続時間 4 週間以上の範囲は約 13km<sup>2</sup> (野洲川洪水想定区域の約 14%) となることが想定され、社会経済活動の停滞が懸念される。
- 野洲川下流部は放水路として概ね整備が完了しており、他の河川と比較して治水安全度が高く、野洲川の氾濫に対する危機意識の低下に伴う自主的な避難行動の遅れが懸念される。
- 水防団員の水害対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。

以上の課題を踏まえ、野洲川および甲賀・湖南圏域の大規模水害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

### 3. 現状の取組状況

前述の課題を踏まえて、避難場所指定も含めた避難誘導體制、防災組織の広域的な協力・連携体制の重要性、水害への危機意識の低下など、これまでの水害対策に課題があることが確認された。

野洲川および甲賀・湖南圏域における減災対策について、各関係機関が現在実施している現状と課題は、以下のとおりである。

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

##### ◆想定される浸水リスクの周知

※現状：○、課題：●（以下同様）

<p>○野洲川、<b>杣川</b>において想定最大規模の外力による洪水浸水想定区域を公表している</p> <p>○<b>野洲川（国管理区間）</b>は堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を琵琶湖河川事務所のHP等で公開している</p> <p>○県管理区間（日野川、琵琶湖）では計画規模の外力等による浸水想定区域を公表している</p> <p>○滋賀県では内水シミュレーション結果を用いた「地先の安全度マップ」を公表している</p>		
<p>●浸水エリアに関する情報の認識や周知が不足している</p> <p>●県管理区間（日野川、琵琶湖）における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域が公表されていない</p>	A	
<p>●県管理区間（野洲川上流、日野川、琵琶湖）における想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションが公開されていない</p>	B	

##### ◆避難勧告等の発令について

<p>○緊急時における琵琶湖河川事務所長・彦根地方気象台長と首長とのホットラインによる情報の共有体制が確保できている</p> <p>○国・各市において、河川水位と避難勧告の発令時期などに関するタイムライン（案）が策定されている</p>		
<p>●避難勧告が夜間の場合、避難時の災害や事故等が懸念される</p> <p>●広域的な防災対応に必要な国と複数の市等からなるタイムラインは作成されておらず、防災機関の対応のばらつきが懸念される</p>	C	

◆指定避難所、避難経路について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防法改正前に公表した計画規模での浸水想定区域図等をもとに各市にてハザードマップを作成している</li> <li>○ハザードマップを公表し指定避難所を明記している</li> <li>○野洲市と守山市では、互いに各市の避難所へ避難することが可能となっている</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定最大規模に対するハザードマップが作成されていない</li> <li>●ハザードマップに避難経路が定められていない(草津市除く)</li> </ul>	D
<ul style="list-style-type: none"> <li>●浸水エリア内に指定避難所が指定されており、代替場所が選定されていない</li> <li>●指定避難所が不足している地域がある</li> <li>●浸水継続時間が4週間以上にも及ぶ地域の長期避難を考慮した計画がない</li> </ul>	E

◆住民等への情報伝達体制や方法について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線等が整備されている地域がある</li> <li>○ケーブルテレビや防災メール、SNSでの情報発信をしている</li> <li>○河川管理者によるCCTVカメラの映像(静止画)をHPで提供している</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災情報が高齢者に伝わっていない</li> <li>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない</li> <li>●住民の防災意識・知識が十分ではない</li> <li>●広報車や屋外スピーカによる正確な情報伝達が難しい</li> <li>●洪水時はアクセスが集中するため、HPが閲覧しにくくなる</li> </ul>	F

◆避難誘導體制について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所の表示板を設置している</li> <li>○避難行動要支援者名簿を作成している</li> <li>○市職員、水防団員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導を行う体制が整っている</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者に十分に配慮した避難計画となっていない</li> <li>●避難行動要支援者の避難誘導體制が十分に確保されていない</li> <li>●避難誘導マニュアルが作成されていない</li> </ul>	G

◆避難に関する啓発活動について

○出前講座、防災講話による啓発活動を実施している ○防災ハンドブックを配布している	
●水害経験の無い世代の避難等に関する知識が十分でない ●河川の氾濫に対する危機意識をもった住民が少ない ●まるごとまちごとハザードマップを実施していない	H

② 水防に関する事項

◆水防体制

○自主防災組織の立ち上げ補助、運営補助などを行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と各市が共同で重要水防箇所の点検を行っている	
●水防技術の熟練者が少ない	I
●広域的な水防活動に必要な国、各市、水防団等の連携体制が十分ではない ●水防資機材の運搬道路が浸水する	J
●隣接市の重要水防箇所に関する情報・認識が十分でない	K

◆河川水位等に係る情報の提供

○基準地点等の観測箇所では水位計を設置し情報を公開している	
●基準地点等の河川水位しか情報提供していない	L

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

◆氾濫水の排水について

○災害時には、国が排水ポンプ車を派遣し、復旧活動を支援する用意がある	
●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない ●想定最大規模洪水における各市の浸水箇所に対する排水ポンプ車配置計画は作成していない	M

④ 河川管理施設の整備について

◆堤防等河川管理施設の現状の整備状況

<p>○野洲川の国管理区間における現時点の堤防整備率は100%である</p> <p>○野洲川の国管理区間において浸透に対する堤防強化等の河川改修を実施している</p> <p>○河道内樹木の伐採、河道内堆積土砂の除去等を実施している</p>	
●浸透に対する堤防強化の未整備区間がある	N
●想定最大規模の洪水が発生すると堤防から越水が発生する	O
●河道内樹木の再繁茂や土砂堆積が見られる	P

#### 4. 減災のための目標

現状の取組状況を踏まえて、平成32年度までに達成すべき目標は、以下のとおりとした。なお、緊急行動計画を踏まえて追加した一部の取組は、平成33年度を目標として取り組む。

### 【5年間で達成すべき目標】

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取り組みを実施し、水害に強い地域を目指す。

### 【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、ハード対策（危機管理型ハード整備、洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備等）に加え、野洲川および甲賀・湖南圏域において、以下の項目を3本柱とした取り組みを実施する。

1. 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
2. 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組
3. 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組

5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」の再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組

取組番号	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	緊急行動計画との対応
1	<p>■避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等</p> <p>・広域的な連携に資するタイムラインへの見直し</p>	C	H30年度	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	
2	<p>・避難のための時間を十分に確保した避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善（活用訓練等の実施）</p>		H28年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(2) -①
3	<p>・上記タイムラインの作成支援</p>		引き続き実施	近畿地整、気象台、滋賀県	
4	<p>・出水期前に協議会においてホットラインの連絡体制を確認</p>		引き続き実施	協議会全体	(2) -①
5	<p>■ハザードマップの作成・周知等</p> <p>・県管理河川における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域の公表</p> <p>○日野川 ○琵琶湖 ○草津川</p>	A	H30年度 H30年度 H31年度	滋賀県	(2) -②

6	・「地先の安全度マップ」の更新・公表		H31 年度	滋賀県	
7	・県管理区間（野洲川上流、 <b>杣川</b> 、日野川、 <b>草津川</b> 、琵琶湖）における想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表	B	H29 年度から順次実施	滋賀県	
8	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知	D	H29 年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、 <b>甲賀市</b> 、野洲市、湖南市	(2) -②
9	・長期間に及ぶ浸水継続地域、野洲川上流や日野川等の氾濫も想定した広域的な避難計画の作成	E	H32 年度	協議会全体	(2) -①
10	・緊急輸送道路も活用した避難経路の検討		H32 年度	協議会全体	
11	・逃げ遅れをなくすため、高齢者及び避難行動要支援者の避難計画の作成	G	H32 年度	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、 <b>甲賀市</b> 、野洲市、湖南市	
12	・要配慮者利用施設の避難計画作成や避難訓練等の実施状況の確認		H33 年度	協議会全体	(2) -①
13	・避難誘導マニュアルの作成		H28 年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、 <b>甲賀市</b> 、野洲市、湖南市	
14	■防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充 ・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組み	H	H28 年度から順次実施	協議会全体	

15	・水災害に対する防災教育に関する指導計画の作成支援および協議会の関連市における全ての学校への共有		H30年度から順次実施	近畿地整 滋賀県 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	(2) -②
16	・小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検		H29年度から順次実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	
17	・「我が家の避難カード」の作成		H29年度から順次実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	
18	・上記「我が家の避難カード」「避難経路の安全利用点検」の活動支援		H29年度から順次実施	滋賀県	
19	・避難行動に資する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備、計画作成等		H29年度から順次実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	
20	・地域住民と連携したサイクリングによる避難経路・河川周辺の現地調査		H29年度から順次実施	協議会全体	
<b>■避難行動のための情報発信等</b>					
21	・避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線等の普及（無線のデジタル化等）	F	引き続き実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	
22	・避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等		H32年度	近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	(2) -①

23	・ 防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため水位計や CCTV カメラの情報を提供（配信）		引き続き実施	近畿地整、滋賀県	(2) -③
24	・ 道路付帯施設（照明柱等）への避難誘導表示の整備		H29 年度から順次実施	近畿地整、滋賀県、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	
25	・ 河川の防災情報を集約するためのポータルサイトの更新		引き続き実施	近畿地整、滋賀県	(2) -①
26	・ 住民の避難行動を促すためプッシュ型の洪水予報等の情報発信のための整備		引き続き実施	近畿地整	(2) -①
27	・ 洪水予報文の改良と運用		H28 年度	近畿地整、滋賀県、気象台	

② 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組

取組番号	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	緊急行動計画との対応
28	■水防体制の強化 ・ 水防団員や消防団員の募集の強化	I	引き続き実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -①
29	・ 自主防災組織の活用、強化（組織の育成や立上げサポート等）		引き続き実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -①

30	・水防技術に関する勉強会の実施		H29 年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -①
31	・ロールプレイング方式による情報伝達訓練の実施による連絡体制の強化・確認 (タイムラインの活用)	J	H29 年度から順次実施	協議会全体	(2) -①
32	・市を越えた水防訓練の検討 (広域避難計画の作成後に訓練を実施予定)		H28 年度から順次実施	協議会全体	(3) -①
33	・防災組織の連絡が迅速かつ円滑に行えるMCA無線の整備		H28 年度	草津市、守山市、栗東市、野洲市	
	■水防活動支援のための情報公開、情報共有				
34	・重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検 (国管理区間)	K	引き続き実施	近畿地整、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	(3) -①
35	・重要水防箇所について5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市による共同点検 (県管理区間)		H33.6	滋賀県、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -①
36	・水防資機材について、河川管理者、水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施		H30 年度から順次実施	近畿地整 滋賀県、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -①
	■適切な土地利用の促進				
37	・浸水被害軽減地区を指定する際に参考となる土地に係る情報提供	緊急行動計画対応	H30 年度から順次実施	近畿地整、滋賀県	(4)

38	・水防管理者による浸水被害軽減地区の指定及び複数市に影響がある地区の課題共有と、連携した指定		H30 年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(4)
39	・浸水想定区域内の市への水害リスク情報の提供		引き続き実施	近畿地整、滋賀県	(6)
40	・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等の提供		引き続き実施	滋賀県	(6)
<b>■市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進</b>					
41	・浸水想定区域内の市庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有	緊急行動計画対応	H30 年度から順次実施	近畿地整、滋賀県、	(3) -②
42	・浸水想定区域内の施設管理者への情報伝達体制・方法検討		H30 年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -②
43	・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報と対策の実施状況の共有		H30 年度から順次実施	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	(3) -②
<b>■樋門や水門等の無動力化等の推進・確実な施設の運用体制確保</b>					
44	・河川管理者が設置している樋門について、無動力化や新たな操作委託先について検討	緊急行動計画対応	引き続き実施	近畿地整	(5)

	<b>■河川水位等に係る情報の提供</b>				
45	・中小河川における簡易な方法も活用した河川水位等の情報提供	L	引き続き実施	滋賀県	(2) -①
46	・危険性の高い中小河川における避難判断の目安の検討		引き続き実施	滋賀県、 草津市	(2) -①

③ 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組

取組番号	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	緊急行動計画との対応
	<b>■排水活動及び施設運用に関する取組</b>				
47	・河川情報等の迅速な状況把握と関係機関への情報提供と共有	M	引き続き実施	近畿地整、 滋賀県	
48	・野洲川（国管理区間）において緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の作成		引き続き実施	近畿地整	(4)
49	・基地被災時を想定した衛星通信車や対策本部車を利用した訓練の実施		H29年度から順次実施	近畿地整、 滋賀県、 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	
50	・浸水する緊急輸送道路の代替ルートへの検討		H32年度	近畿地整 滋賀県	
51	・浸水が4週間以上に及ぶ湖岸地域の早期復旧に資する資機材の広域的な輸送計画の作成		H32年度	近畿地整、 滋賀県、 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市	

52	・ 広域的に資材を運用するための調整の実施		H28 年度から実施	近畿地整、滋賀県、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	
----	-----------------------	--	------------	--	--

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

取組 番号	主な取組項目	課題 の 対応	目標時期	取組機関	緊急 行動 計画 との 対応
53	<p>■洪水を河川内で安全に流す対策</p> <p>・野洲市南桜地区等の堤防強化</p>	N	H32 年度	近畿地整	(5)
54	<p>・「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成26年3月）」に基づく県管理河川の改修および堤防強化</p> <p>【南部土木事務所管内】</p> <p>○護岸、河道掘削            (童子川) 野洲市五之里            (守山川) 守山市三宅町～金森町            (葉山川) 栗東市上鉤、坊袋～川辺            (北川) 草津市矢倉2丁目、野路1丁目            (新川) 野洲市野田、安治            (法竜川) 守山市笠原町            (天神川) 守山市石田町            (中ノ井川) 栗東市下鉤～野尻、蜂屋</p> <p>○築堤、護岸、河道掘削            (金勝川) 栗東市川辺、目川</p> <p>○堤防強化対策            (金勝川) 栗東市下戸山            (草津川) 草津市山寺町～馬場町</p> <p>【甲賀土木事務所管内】</p> <p>○護岸、河道掘削            (杣川) 甲賀市甲南町寺庄、野尻            (由良谷川) 湖南市針、夏見            (思川) 甲賀市水口町下山            (滝川) 甲賀市水口町杣中、甲南町市原</p>		引き続き 実施	滋賀県	(5)

55	<p>■危機管理型ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防裏法尻の補強</li> </ul>	O	H32 年度	近畿地整	(2)- ③, (5)
56	<p>■河川区域等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等</li> </ul>	P	引き続き実施	近畿地整、 滋賀県	
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南部土木事務所管内維持管理計画」、「甲賀土木事務所管内維持管理計画」に基づく維持管理を実施</li> </ul>		引き続き実施	滋賀県	
58	<p>■避難行動、水防活動、復旧活動に資する基盤等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に氾濫が発生する地域等における洪水時の避難勧告等の発令判断に活用するため簡易水位計・量水標を設置し情報共有</li> </ul>	L	引き続き実施	近畿地整、 滋賀県	
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等の水防活動を支援するためCCTVカメラを設置し情報共有（配置計画の検討・見直し）</li> </ul>		引き続き実施	近畿地整、 滋賀県	(2)- ③
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理型水位計配置計画に基づいて順次整備</li> </ul>		H30 年度から順次実施	近畿地整 滋賀県	(2)- ③
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動や応急復旧活動に資する水防拠点整備</li> </ul>	J	H32 年度	近畿地整	(2)- ③

## 6. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、本協議会の構成員の追加も含めた検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

# 危機管理型水位計の整備

## <取組60>危機管理型水位計配置計画に基づいて順次整備 【H30年度から順次実施：近畿地整、滋賀県】

国管理河川では各水位計が長い区間を受け持ち、集落や氾濫ブロック単位で「氾濫の危険度」を直接的には把握できなかった。中小河川では水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川水位等の現況把握が困難であった。

⇒洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

### 危機管理型水位計の概要

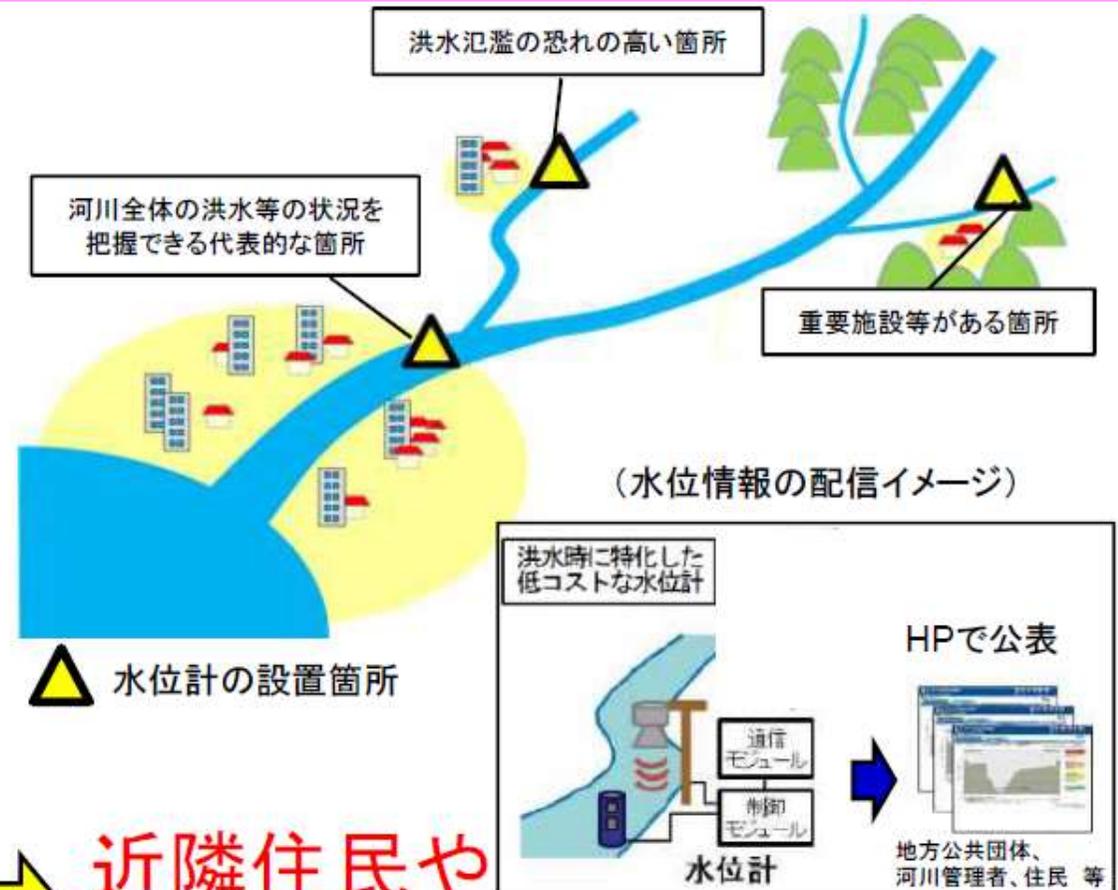
洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの水位計

- ※従来型の1/10以下のコスト(100万円/台以下)
- ※長期間メンテナンスフリー(無給電5年以上稼働)



危機管理型水位計の設置事例

### 危機管理型水位計の活用イメージ



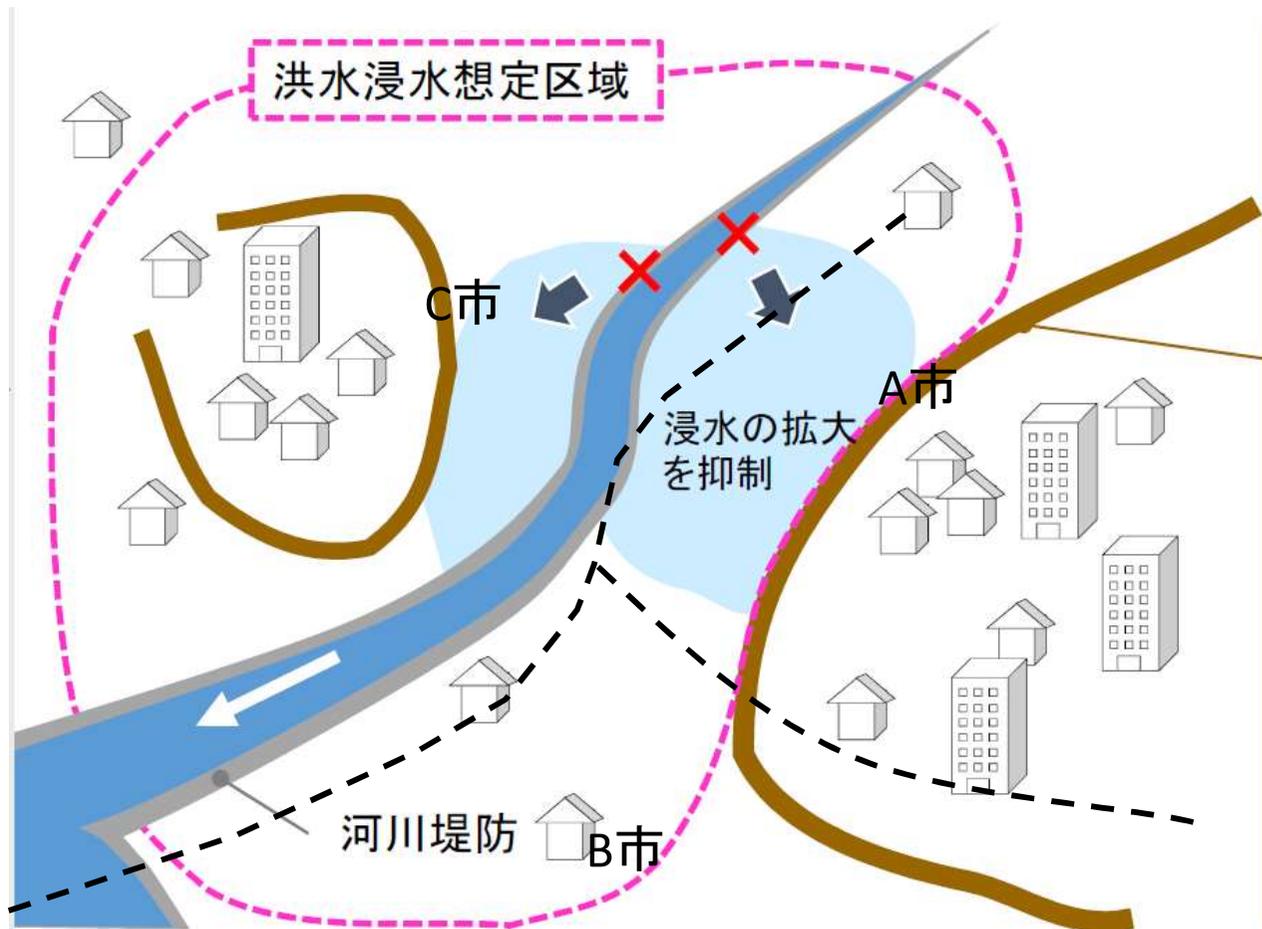
近隣住民や  
要配慮者の避難を支援

# 浸水被害軽減地区の指定

<取組37> 浸水被害軽減地区を指定する際に参考となる土地に係る情報提供 【H30年度から順次実施：近畿地整、滋賀県】

<取組38> 水防管理者による浸水被害軽減地区の指定及び複数市に影響がある地区の課題共有と、連携した指定

【H30年度から順次実施：近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市】



## ■ 輪中堤等の盛土構造物

: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

## ■ 自然堤防

: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地



# 水害リスクの公表

- <取組5> 県管理河川における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域の公表  
日野川、琵琶湖【H30年度：滋賀県】、草津川【H31年度：滋賀県】
- <取組6> 「地先の安全度マップ」の更新・公表【H31年度：滋賀県】

# ハザードマップの作成・周知

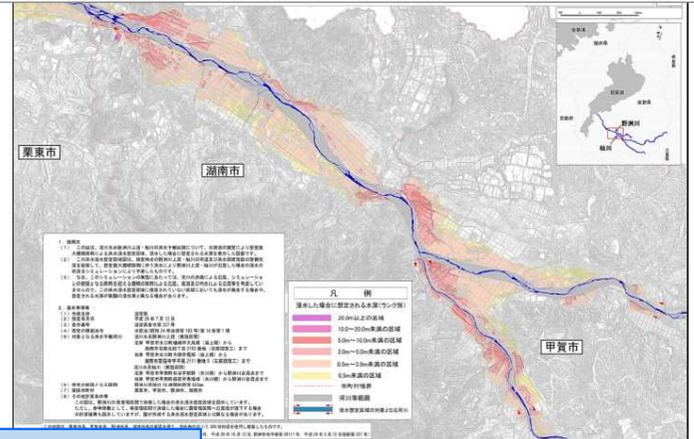
- <取組8> 想定最大規模の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知【H29年度から順次実施：近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市】

## 水害リスク

### 現在公表している水害リスク

- 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)：野洲川、杣川
- " (計画規模)：日野川、草津川、琵琶湖
- 地先の安全度マップ(10年、100年、200年確率降雨)

野洲川上流・杣川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)

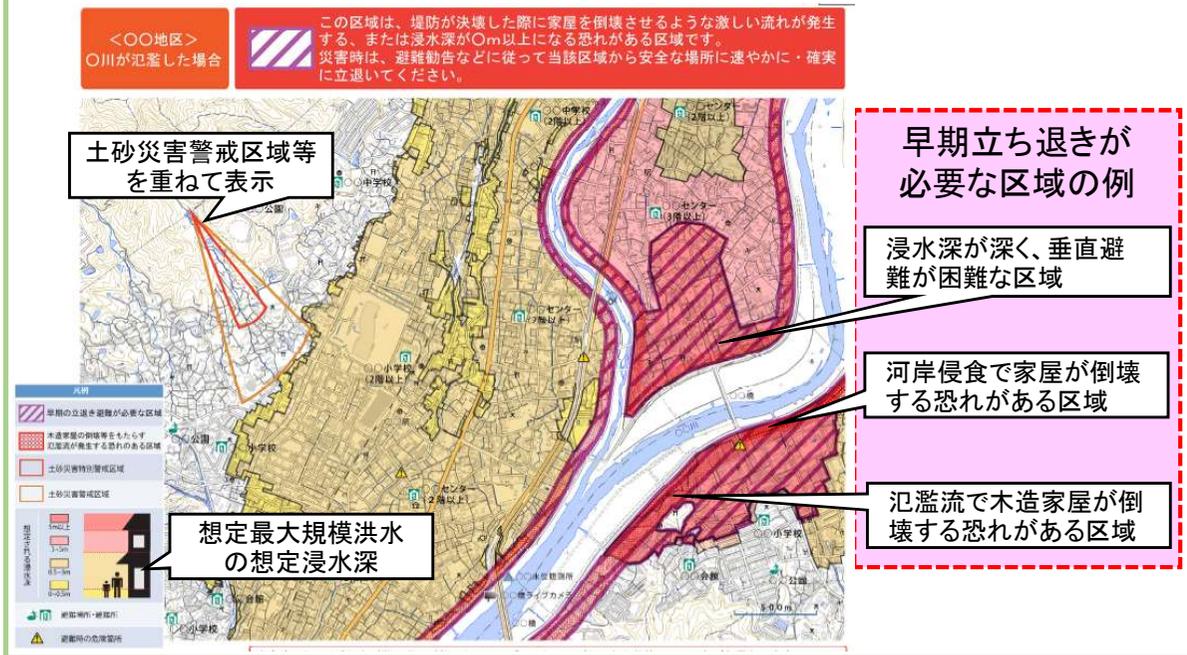


### 今後の公表予定

- 平成30年度
- 浸水想定区域図(想定最大規模)：日野川、琵琶湖
- 平成31年度
- 浸水想定区域図(想定最大規模)：草津川
- 地先の安全度マップの更新

想定最大規模洪水の浸水想定区域図の作成、地先の安全度マップの更新に合わせ、洪水浸水想定区域図の浸水深に加え、早期の立ち退き避難が必要な区域、中小河川・内水氾濫の浸水深一元的に表示するなど、住民目線のハザードマップの更新、周知

### 「早期の立ち退き避難が必要な区域」を強調して表示した例



出典：水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等への支援

## <取組12> 要配慮者利用施設の避難計画作成や避難訓練等の実施状況の確認

【H33年度：協議会全体】

国交省、都道府県

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を指定  
(水防法第14条、土砂災害防止法第7条,9条)

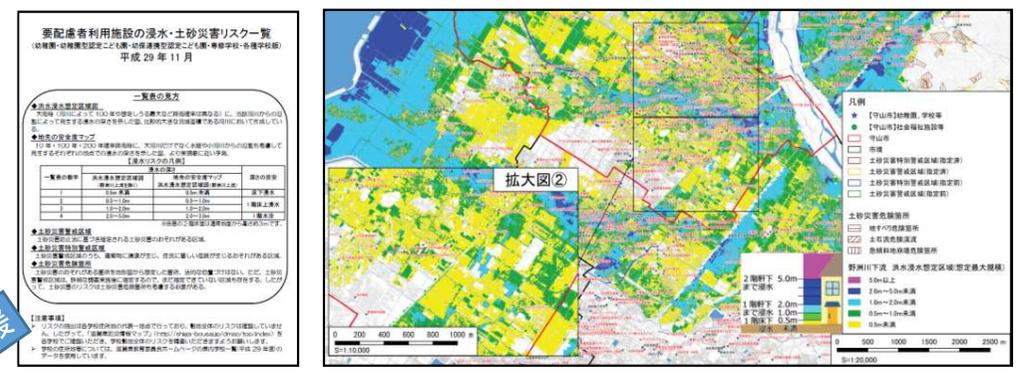
市町村

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の範囲内の要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載  
(水防法第15条、土砂災害防止法第8条)

要配慮者利用施設の管理者等

避難確保計画の作成、避難訓練の実施(法改正により義務化)  
自営水防組織の設置(努力義務)  
(水防法第15条の3、土砂災害防止法8条の2)

地域防災計画への位置づけの支援: 滋賀県にて要配慮者利用施設位置の水害・土砂災害リスクを分析し、一覧表と図面を作成



支援

### 避難確保計画作成、避難訓練実施への支援

**① 施設の警戒避難体制づくりに専門的な助言**

防災・民生部局や市町村等と連携し、施設の防災計画(警戒避難に資する情報収集、避難のタイミング、避難場所や避難経路等)に対してアドバイスをを行うなど、施設の警戒避難体制づくりに支援。

施設管理者・行政(砂防・防災・民生部局等)等が一堂に会し、防災体制を確認

**② 施設のための土砂災害ハザードマップを作成**

施設の避難計画に合致した土砂災害ハザードマップを施設管理者と共同で作成。

施設のための土砂災害ハザードマップ

**③ 施設職員や施設利用者に対する学習会の開催**

土砂災害防止の意識向上のため、施設職員や施設利用者を対象に、パネル・DVD・ハザードマップ等を使用した学習会を実施。

学習会

**④ 避難訓練の実施を支援**

土砂災害を想定した実践的な避難訓練を実施してもらうため、防災・民生部局や市町村等と連携し、訓練シナリオ作成に対する助言など、避難訓練の実施を支援。

高齢者施設での訓練

訓練後の反省会

支援

# 水防活動支援のための情報公開、情報共有

## <取組35>重要水防箇所について5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市により共同点検（県管理河川）

【H33年度：草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、滋賀県】

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<b>(3)的確な水防活動のための取組</b>		
<b>①水防体制の強化に関する事項</b>		
・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国管理河川】 ・平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	

#### 緊急行動計画(共同点検)における甲賀土木管内の取組み(案)

##### 【点検概要】

平成29年6月に改正された水防法や緊急行動計画に基づき、次期出水期までに「法定協議会を設け」「地域の取組方針を作成」する予定としているが、緊急行動計画の一つに「重要水防箇所の見直し及び水防資機材確認」として、「出水期前に重要水防箇所や水防資機材等を共同点検」が示されていることから、河川管理者である県と管内の基礎自治体である甲賀市、湖南市とで共同で点検を行う。

##### 【点検対象】

管内の一級河川のうち、以下の箇所を点検対象とする。おおよそ5ヶ年で網羅することを目標とする。

- ① 「平成29年度 滋賀県水防区域図」で「特に重要な水防区域Aランク」の該当箇所
- ② 平成25年度以降に台風で被災し、災害復旧工事を実施した箇所。
- ③ その他、県や市で選定した箇所。

なお、水防資材については、県と市各自で点検を行い、リスト等を作成して共有することで、保有している水防資材の情報を共有することとする。

##### 【点検内容】

試行として「堤防及び護岸点検結果評価要領(案)平成27年3月 国土交通省水管理・国土保全局」の別紙2を使用することとする。

緊急行動計画に伴い、県管理河川においても重要水防箇所の共同点検を実施予定  
共同点検実施例(琵琶湖河川事務所)

#### 堤防点検状況等 対象河川：淀川水系野洲川

##### 点検実施日

1. 湖南市 平成27年12月25日(金)
2. 守山市 平成28年1月5日(火)
3. 栗東市 平成28年1月6日(水)
4. 野洲市 平成28年1月25日(月)

重要水防箇所の主な箇所を共同で点検



1.野洲川左岸13.2k付近 実施場所：湖南市



2.野洲川右岸4.0k付近 実施場所：守山市



3.野洲川左岸12.0k付近 実施場所：栗東市



4.野洲川右岸11.6k付近 実施場所：野洲市

近畿地方整備局HP掲載資料より



# 「野洲川の取組方針」に基づく平成29年度の取組内容

(●：モデル市としての取組      ○：モデル市の取組状況や国・県の支援等を受けて実施する取組)

番号	取組内容	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	近江八幡市	甲賀市※注
----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

## ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組

### ■避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

G	広域的な連携に資するタイムラインへの見直し	●	● H29年度より他機関と連携が図られたタイムラインの策定に向けて取組中	●	● 検討中	● 検討中	○	
---	-----------------------	---	---	---	----------	----------	---	--

### ■ハザードマップの作成・周知等

D	想定最大規模洪水の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知	● H32年度更新準備中	● H31年度以降更新予定	● H31年度以降更新予定	● H31年度以降更新予定	● H31年度以降更新予定	● H31年度以降更新予定	○ H32年度以降更新予定
E	長期間に及ぶ浸水継続地域、野洲川上流や日野川等の氾濫も想定した広域的な避難計画の作成	●	●	●	●	●	○	
G	逃げ遅れをなくすため、高齢者及び避難行動要支援者の避難計画の作成	○	○	●	○	○	○	
G	避難誘導マニュアルの作成	継続	継続	継続	継続	継続	継続 H28.1 指針作成	

### ■防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充

H	防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組	継続	継続	継続	継続	継続		
H	「我が家の避難カード」の作成	継続	継続	継続 H26に作成・全戸配布、H31以降に再度作成予定	継続	継続		
H	小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検	継続	継続	継続	継続	継続		
H	地域住民と連携したサイクリングによる避難経路・野洲川周辺の現地調査	○	○	○	○	○		

### ■避難行動のための情報発信等

F	避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線等の普及（無線のデジタル化等）	継続 屋外スピーカー1基増設、移動系防災行政無線は4基増設	継続 登録制メールに加え、本市に適した情報伝達手段を検討中	継続 移動系防災行政無線はH30以降整備（デジタル化）	継続 デジタル化済、新スプリアス対応を検討中	継続		
---	--	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---------------------------	----	--	--

※注 県管理区間の取組方針策定とあわせて平成29年度から検討を進める。

(●：モデル市としての取組 ○：モデル市の取組状況や国・県の支援等を受けて実施する取組)

番号	取組内容	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	近江八幡市	甲賀市※注
----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

■避難行動のための情報発信等

F	避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	継続 約6,000人がメール登録	継続 約5,400人がメール登録	継続 約2,700人がメール登録	継続 メールサービスを統一 約4,000人がメール登録	継続 約11,600人がメール登録	継続 タウンメール・ケーブルテレビで配信	
---	--	---------------------	---------------------	---------------------	-----------------------------------	----------------------	-------------------------	--

②確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組

■水防体制の強化

I	水防団員や消防団員の募集の強化	継続	継続	継続	継続 必要団員数を確保済み	継続	継続	
I	自主防災組織の活用、強化（組織の育成や立上げサポート等）	継続 209町内会中、200町内会で結成済み	継続 70自治会全てで結成済み	継続 124自治会中、118自治会で結成済み	継続 作成済み	● 43区全てで結成済み	継続	
I	水防技術に関する勉強会の実施	継続	継続 毎年、防災訓練時に実施	継続 毎年実施	継続 毎年実施	継続		
J	市を越えた水防訓練の検討		● H30年度予定		● 出来ていない		継続 竜王町と合同訓練	
J	防災組織の連絡が迅速かつ円滑に行えるMCA無線の整備	継続 16台を維持管理	継続 整備済み	継続 17台を維持管理	継続 消防団に整備済み	—		

■水防活動支援のための情報公開、情報共有

K	重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検（国管理区間）	継続	継続	継続	継続	継続		
K	重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検（県管理区間）	○	○	○	○	○		

③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組

■排水活動及び施設運用に関する取組

M	基地被災時を想定した衛星通信車や対策本部車を利用した訓練の実施	●	●	●	●			
M	浸水が4週間以上に及ぶ湖岸地域の早期復旧に資する資機材の広域的な輸送計画の作成	○	○	○	○	○		
M	広域的に資材を運用するための調整の実施	○	○	○	○	○		

□：協議会全体の取組 □：国または県と協働した取組

※注 県管理区間の取組方針策定とあわせて平成29年度から検討を進める。

「水防災意識社会再構築ビジョン」を推進するため、野洲川では平成27年12月に沿川市長、滋賀県、気象台、国で構成する野洲川地域安全懇談会を設立しました。今回、近畿地方初となる県管理区間の取組範囲の拡大、国と県が連携した上下流一体のサポート体制を構築していくことを確認しました。また、野洲川での取組内容について、沿川市長と意見交換を行いました。

**概要** 第3回 野洲川地域安全懇談会



- 日時：平成29年5月24日(水)10:10～12:00
- 場所：野洲市総合防災センター 2階 研修室1・2
- 出席者：草津市長、守山市長、栗東市長、野洲市長(座長)、湖南市長、彦根地方気象台長、滋賀国道事務所長、琵琶湖河川事務所長、滋賀県流域政策局長、  
 <今回より参画> 近江八幡市長、甲賀市長、  
 滋賀県技監(南部土木事務所長事務取扱)、  
 滋賀県技監(甲賀土木事務所長事務取扱)

○ 「規約」、「野洲川の取組方針」の変更

県と国が協力し、上下流一体となって支援する枠組みを構築するため、懇談会の取組範囲を県管理区間にまで拡大し、委員の追加および取組方針の変更を行った。

谷畑 湖南市長

直轄と県区間、上下流一体となった取り組み、特に治水、水防の観点でお願いしたい。



新規委員 岩永 甲賀市長



新規委員 富士谷 近江八幡市長

上流側の自治体の防災上の役割は大きいと考えており、上流域の役割を果たしていきたい。

命と財産を守る行政の仕事のため、皆様の御力御指導を頂いて取り組んでいきたい。

○ 今後の県管理河川の取組

野洲川の外、甲賀・湖南圏域におけるその他の県管理河川も含め、本懇談会で取組をすすめていくことで合意した。

○ これまでの取組報告および今年度の取組内容

国・県・各市から、これまでの取組報告と今年度の取組内容を意見交換し、今後も各機関が連携していくことを確認した。

草津市

住民とワークショップを開催し、避難経路、危険箇所等について住民からの意見をハザードマップに反映した。



野洲市

研修会を開催し、自主防災組織のリーダーを育成し、地域の自主防災力の更なる向上を図った。

○ 地域の活性化・健康増進に寄与する河川整備



管理用通路を「ピワイチ」の「よりみちコース」として、県管理区間も含めた河川整備を行い活用するとともに、西日本のサイクリストの聖地をつなぐ構想を提案した。



宮本 守山市長

琵琶湖から国道8号までサイクリング、ランニング等できるようになり、河川に親しめるものになっている。

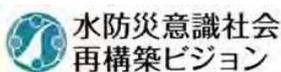
琵琶湖河川事務所長

地域と連携して「ピワイチ」の「よりみちコース」としての活用を視野に、管理用通路やかわまちづくりを実施することにより、地域活性化・健康増進に寄与していく。管理用通路は、住民の避難ルート確認等にも活用する。

野村 栗東市長

国と県の連携の効果は、防災面でも有効と考えるので、直轄と県で分けて進めていきたい。

琵琶湖河川事務所では、水防災意識の再構築に向け、沿川自治体と協力し、水害に強い地域を目指すとともに、地域振興に貢献します。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局  
 琵琶湖河川事務所 調査課  
 077-546-0844(代表)





平成30年3月29日、第4回野洲川地域安全懇談会を開催し防災教育に関して先行的に取り組む学校や、自転車を活用した地域活性化の取り組みなどについて意見を交わしました。

概要

- 日 時：平成30年3月29日(水)15:00～15:30
- 場 所：野洲市総合防災センター
- 出席者：近江八幡市副市長、草津市副市長、守山市長、栗東市長、甲賀市長、野洲市長(座長)、湖南市長、彦根地方気象台長、琵琶湖河川事務所長、滋賀県流域政策局長、滋賀県技監(南部土木事務所長事務取扱)、滋賀県技監(甲賀土木事務所長事務取扱)



○ 「防災教育の促進」について

「防災教育の促進」について、先行的に取り組む学校として、「栗東市立葉山小学校」で取り組むことを確認した。



野村 栗東市長

葉山小学校にて、皆様方と一緒に防災教育の推進に努めて参りたい。

○ 野洲川放水路通水40年を迎えるにあたって

平成31年の通水40年を迎えるにあたり、各機関が連携して様々な取り組みを行っていくことを確認した。



宮本 守山市長

地域の皆様はこの機会を防災の大切さを知ってもらう場としたいと思っている。

関係市と連携しながら取り組めたらうれしい。

○ 地域の活性化・健康増進に寄与する河川整備

平成29年度に整備を行った自転車を活用した地域活性化・健康増進のための河川整備について紹介した。



舗装整備(高水敷)

整備前

整備後



車止め改良

整備前

整備後



案内看板



路面標示

宮本 守山市長

健康増進の取組には大変感謝している。上流への延伸や、大阪湾から野洲川源流までのルートができればいいと思う。



伝えよう未来へ。考えよう未来を。

琵琶湖河川事務所では、水防災意識の再構築に向け、沿川自治体と協力し、水害に強い地域を目指すとともに、地域振興に貢献します。

【問合せ先】国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 調査課  
〒520-2279 大津市黒津4-5-1 ☎077-546-0844(代表)



# 野洲川で地域活性化に向けた現地調査を実施 ～自転車を活用した地域活性化へ～

H29. 10. 18

～琵琶湖河川事務所～

野洲川周辺地域の地域活性化を目指し、8月末に供用した野洲川の管理用通路を活用したサイクリングロードを、琵琶湖河川事務所職員と自治体職員とで試走による現地調査として、管理用通路の点検やサイクリングロードの点検を行うとともに、自転車を活用した地域活性化について意見交換を行いました。

また、調査の途中では、地域住民と連携したサイクリングによる避難経路の確認を視野に、野洲川が破堤した場合の浸水状況を浸水想定区域図等を用いて確認を行いました。

## 現地調査の概要

日時:平成29年10月18日(水) 13:00～15:30

場所:サイクリストの聖地碑(琵琶湖沿岸なぎさ公園内)～しあわせの丘(野洲川河口部)

～笠原桜公園・笠原の桜(旧南流堤防)～国道8号(野洲川運動公園)

主催:野洲川地域安全懇談会

参加者:滋賀県、守山市、野洲市、栗東市、甲賀市、竜王町、琵琶湖河川事務所(合計26名)



サイクリストの聖地碑で調査概要の説明



野洲川の「ビワイチ」の「よりみちコース」としての活用を視野に湖岸道路を試走



しあわせの丘で河川整備の状況を確認



自転車での調査状況



野洲川が破堤した場合の浸水状況を確認



地域活性化に向けた意見交換

## 【主な意見】

- ・内陸部から琵琶湖沿岸への移動路として、野洲川はショートカットとして利用でき良いコース。
- ・テーマを決めて野洲川周辺の名所と連携したコース設定を行うと良い。
- ・野洲川には水分補給が出来る箇所がないため、近くにコンビニ等水分補給が出来る箇所があると良いと感じた。
- ・野洲川の管理用通路は走りやすい道だったが、橋梁部の車止めは自転車では通りにくい。



## 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課  
〒520-2279 大津市黒津4-5-1 TEL 077-546-0867



アクア琵琶は今年で開館25周年！！





琵琶湖河川事務所は、守山市主催のマラソン会場において、「水ビジョンに基づく野洲川の取組方針」等に基づき、近年の洪水災害を踏まえた避難行動の重要性などに関する啓発活動を行いました。

本大会は、野洲川の堤防や高水敷等がコースの一部で、旧野洲川北流の廃川跡のサッカー場がメイン会場となっており、改修前の航空写真に興味を示される参加者が多く見られました。多くの参加者に各事業や取り組みを紹介することができました。

## 概要

「ほたるのまち守山 第35回 野洲川健康ファミリーマラソン大会」

○主 催：守山市，守山市教育委員会（琵琶湖河川事務所後援）

○日 時：平成30年3月4日（日）

○参加者：約1,000名

実施場所  
(守山市)



## イベント会場の様子



イベント会場風景



事務所展示ブース

## 啓発活動の様子



水ビジョン(避難行動の重要性)



野洲川の変遷



地域活性化に寄与する河川整備  
(野洲川管理用通路整備)



琵琶湖河川事務所の啓発活動紹介(出前講座等)

## 説明を聞いた方の感想

- ・南流、北流があった当時の野洲川の洪水被害がよく分かった。放水路ができて良かった。
- ・想定最大の雨が降ったときの浸水状況をもっと分かりやすく知りたい。
- ・野洲川またはその周辺で自転車などをもっと自由に使える場所ができて欲しい。

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取り組みを実施し、水害に強い地域を目指します。



来年2019年は、  
野洲川放水路  
通水40年!

【問合せ先】 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 調査課

〒520-2279 大津市黒津4-5-1 ☎077-546-0844 (代表)





- 水防災意識再構築ビジョンの取り組みとして、7月2日(日)に開かれたイベント「第36回野洲川冒険大会(於:滋賀県守山市)」において、イベントに訪れていた家族連れの方などに啓発活動を行いました。
- 本イベントは、野洲川冒険大会実行委員会が主催(琵琶湖河川事務所など後援)し、守山市の社会教育事業の一環として昭和57年から現在まで約30年以上も続いている大会です。
- 子どもたちにはチラシと併せて、人気のピワイチすごろくを配り、また正しい川での遊び方なども周知しました。



実施場所  
(守山市)

- 日時 : 平成29年7月2日(日) 10:30~13:30
- 場所 : 野洲川中洲親水公園(滋賀県守山市)
- イベント参加者 : 滋賀県内外の親子連れなど約400名



自慢のイカダで川下り

### イベント会場の様子



個性の光るイカダが勢揃い

### 啓発活動の様子



説明を聞く子どもたち



啓発パネル



熱心に見入る子ども



守山市長



チラシとすごろくを配布

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取り組みを実施し、水害に強い地域を目指します。

今年で アクア琵琶は  
開館25周年!!



【問合せ先】 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 調査課  
〒520-2279 大津市黒津4-5-1 ☎077-546-0844 (代表)





野洲川放水路事業以前の水害を知る滋賀県守山市金森地区<sup>かながもり</sup>の住民と、当地域の地理特性や歴史をとおして、水害に対する備えについて意見交換を行いました。

琵琶湖河川事務所からは「水防災意識社会再構築ビジョン」の理念や野洲川地域安全懇談会で進める取組、野洲川放水路事業などについて説明し、地区の参加者からは日頃から疑問に感じていることの質問を受け、活発な意見交換となりました。

- 主 催：金森老人クラブ
- 日 時：平成30年1月10日（水）14:00～16:00
- 場 所：守山市金森自治会館
- 参加者：金森老人クラブ14名、守山市職員3名、琵琶湖河川事務所職員4名



次々に質問が飛ぶ



想定される浸水エリアを確認



意見交換の様子

開催へ

○ **参加者からの意見・質問**

- ・ 昭和28年の洪水では、この地区辺りまで水がきており、昔から水に浸かり易い場所があった。昔の洪水を知らない世代にも伝えていきたい。
- ・ 水害経験を伝える時、相手を不安にさせないように注意しなくてはならない。
- ・ 金森地区は旧河道が通っていたので、大雨の時に水が集まるのではないかと不安だ。
- ・ 避難を判断する際の数値的な目安を知りたい。
- ・ 浸水想定区域図の見方や活用の仕方がわからない。
- ・ こういう勉強会をこれからも行っていきたい。

①昔の野洲川は、下流で北流と南流に分かれる天井川で、たびたび水害を引き起こしていた。



②1979年、放水路に通水し、水が流れやすくなったことで、水害が起これにくくなった。



③水田などの宅地化が進み、転入者が増えたことで、地域の歴史や水害を知らない世代が増えた。

④各地で想定外の災害が起きる中、この地域の歴史や水害への備えを次世代へ伝えなくてはならない。



来年2019年は、野洲川放水路通水40年を迎えます。

【問合せ先】

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 調査課  
〒520-2279 大津市黒津4-5-1 ☎077-546-0844（代表）





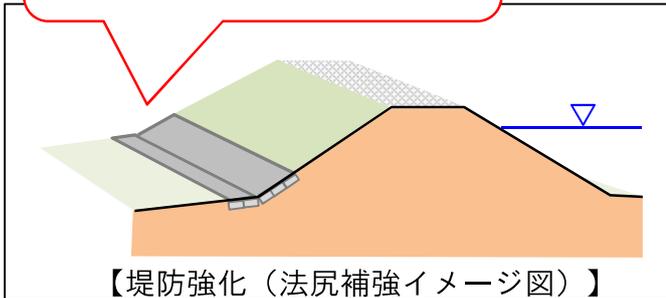
守山市川田地区において、堤防決壊を少しでも引き延ばすため、堤防の法尻補強の工事を実施しました。また、洪水を河川内で安全に流すため、守山市服部町地先において樹木の伐採、野洲川下流部において樹木の公募伐採を実施しました。

○ 危機管理型ハード対策について



【施工箇所位置図】

堤防裏法尻の補強  
大型接続ブロックを設置して  
堤防の法尻を保護する。



【堤防強化（法尻補強イメージ図）】

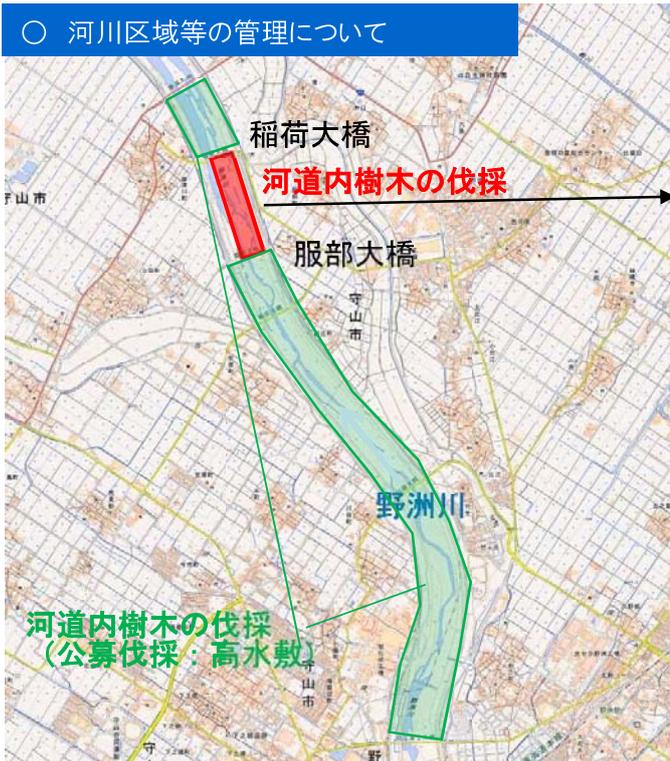


【堤防強化（法尻補強） 施工前】



【堤防強化（法尻補強） 施工後】

○ 河川区域等の管理について



稲荷大橋  
河道内樹木の伐採

服部大橋

野洲川

河道内樹木の伐採  
(公募伐採：高水敷)

【着手前】



【着手後】



守山市服部町地先  
【河道内樹木伐採状況】



守山市小島町地先  
【公募伐採実施状況】

緊急行動計画に伴う取組

目的

避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

取組概要

- ・協議会の場等を活用し、洪水予報河川および水位周知河川の沿河市等と河川管理者においてホットラインを構築
- ・毎年、出水期前に協議会の場等において連絡体制を確認

取組内容および結果

- ★平成29年6月末時点で、全ての市とホットラインを構築
- ★平成29年度より試行版として運用を開始
- ★平成29年度運用実績  
台風第21号 16回  
(野洲川地域安全懇談会エリア)



水位の名称	発表される避難情報(目安)	野洲川上流		杣川	日野川		草津川
		横田橋	水口橋	北杣橋	桐原橋	安吉橋	西矢倉
氾濫危険水位	避難勧告 避難指示(緊急)	3.90	1.45	4.00	5.10	4.10	4.30
避難判断水位	避難準備 ・高齢者等避難開始	3.50	1.20	3.50	3.80	3.40	3.40
氾濫注意水位	消防団が出動	2.50	1.00	3.00	3.00	2.70	3.10
水防団待機水位	消防団が待機	1.50	0.65	2.00	1.80	1.80	2.30
避難判断水位から氾濫するまでの想定時間		4時間	2.5時間	3時間	2.8時間	2時間	4.5時間

洪水対応 ホットライン 要領(案)  
(平成30年度版)

概念図

連絡先

土木事務所(河川管理者)				市町(水防管理団体)			
①所長	〇〇〇〇	077-824-xxxx	Level 4	①町町長	〇〇〇〇	077-828-xxxx	
②次長	〇〇〇〇	077-824-xxxx		②副町長	〇〇〇〇	077-828-xxxx	
③河川砂防課長	〇〇〇〇	077-824-xxxx	Level 3	①危機管理課長	〇〇〇〇	077-828-xxxx	
④水防課長	〇〇〇〇	077-824-xxxx		②総務課長	〇〇〇〇	077-828-xxxx	

※ 連絡先は勤務所を基本とするが、両方で確実に直線伝達できる措置を講ずること。

一覧表 (対象河川・水位観測所) [〇〇市町]

発表種別	洪水予報河川		水位周知河川	
	河川名	観測所名	河川名	観測所名
氾濫危険水位				
避難判断水位				
氾濫注意水位				
水防団待機水位				

※ 既往最高水位

今後の予定

- ・毎年、出水期前に連絡体制の確認を行う

緊急行動計画に伴う取組

取組概要

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成への支援

取組内容および結果

取組の流れ	実施機関	実施年度
① 各要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療提供施設・学校施設等）における水害・土砂災害リスクを抽出し、市町に情報提供	滋賀県 健康福祉政策課 流域治水政策室	H29年度
② 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）【水害・土砂災害編】（滋賀県版）の作成と周知	滋賀県 砂防課 流域治水政策室	
③ 市町地域防災計画への位置づけに関する意見交換	協議会担当者会議	

取組①

各要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療提供施設・学校施設等）における水害・土砂災害リスクの抽出結果【提供資料例】

施設名	【水害リスク】 浸水想定区域図・地先の安全度マップ	【土砂災害リスク】 土砂災害警戒区域 土砂災害危険箇所
近江八幡市	178	12
草津市	177	0
守山市	201	0
栗東市	97	2
甲賀市	85	16
野洲市	125	4
湖南市	63	22

抽出した各リスク毎の施設数

市町	浸水	土砂
近江八幡市	178	12
草津市	177	0
守山市	201	0
栗東市	97	2
甲賀市	85	16
野洲市	125	4
湖南市	63	22

※GISを用い代表地点住所情報より算定した概数

取組②

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）【水害・土砂災害編】



要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）【水害・土砂災害編】（滋賀県版）を作成し、説明会を実施。

取組③

下記の取扱いについて、19市町の意向調査を行い、各圏域担当者会議等において意見交換を実施。

- 水防法等の対象外である「地先の安全度マップ」や「土砂災害危険箇所」で示されたリスク
- 50cm未満の水害リスク
- 位置づける施設の種類（通所と入所、有床診療所と一般診療所）

今後の予定

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成について、モデル施設を圏域で1施設選出し、計画作成を支援する予定

緊急行動計画に伴う取組

目的

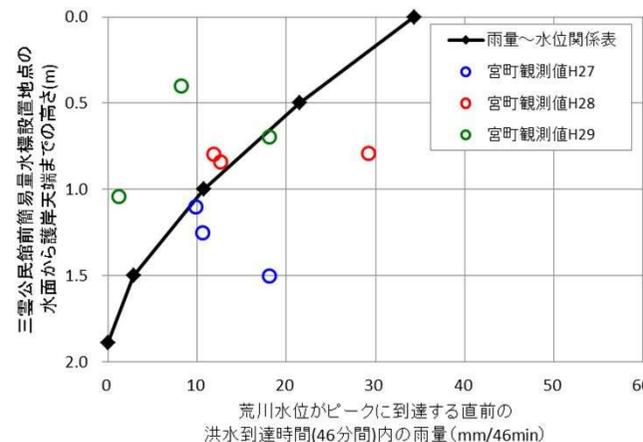
河川水位等に係る情報の提供

取組概要

- ・上流の雨量観測所データから、荒川の溢水時期を判断するための雨量～水位関係を検討

取組内容および結果

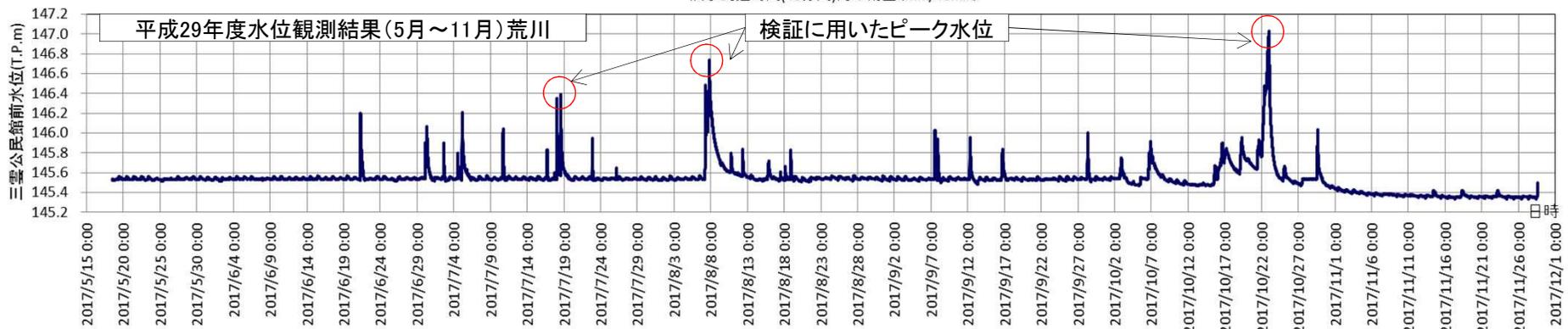
★雨量～水位関係の向上にあたり、洪水時の河川水位監視箇所にて水位観測によるデータ蓄積を行った。



【水位計設置箇所位置図(荒川)】

【平成29年度水位観測結果(荒川)】

三雲公民館前で水位連続観測を行った。



今後の予定

- ・荒川の雨量～水位関係の精度向上のため、宮町の雨量観測所だけでなく、花園・伴中山の雨量観測所についてもデータとの相関を継続して確認していく予定

取組内容

早期に氾濫が発生する地域等における洪水時の避難勧告等の発令判断に活用するため簡易水位計・量水標を設置し情報共有

滋賀県

県管理河川への拡大に伴う取組

目的

避難行動、水防活動、復旧活動に資する基盤等の整備

取組概要

・地域住民等による水位情報取得を支援するため、中小河川等に塗装による簡易量水標を設置

取組内容および結果

湖南市石部



背景図出典：  
国土地理院基盤地図

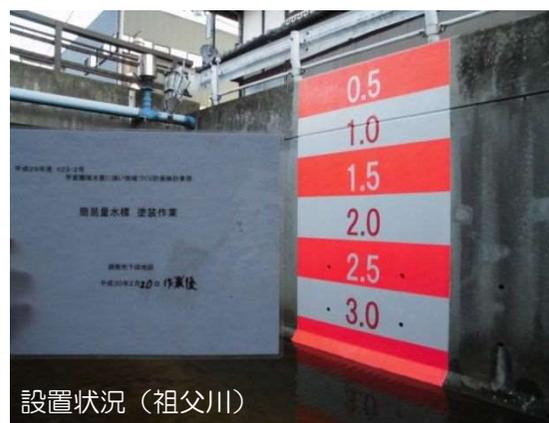


設置状況（宮川）

湖南市下田



背景図出典：  
国土地理院基盤地図



設置状況（祖父川）

# 「野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針」に基づく平成 30 年度の取組内容

資料 3

(● : モデル市としての取組      ○ : モデル市の取組状況や国・県の支援等を受けて実施する取組)

課題	取組番号	取組内容	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	近江八幡市	甲賀市
----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

## ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組

### ■避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

C	1	広域的な連携に資するタイムラインへの見直し	●	●	●	●	●	○	○
---	---	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---

### ■ハザードマップの作成・周知等

D	8	想定最大規模の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知	●	●	●	●	●		
E	9	長期間に及ぶ浸水継続地域、野洲川上流や日野川等の氾濫も想定した広域的な避難計画の作成	●	●	●	●	●	○	○
G	11	逃げ遅れをなくすため、高齢者及び避難行動要支援者の避難計画の作成	○	○	●	○	○	○	●
G	13	避難誘導マニュアルの作成	継続						

### ■防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充

H	14	防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組み	継続	継続	継続	継続	継続		○
H	15	水災害に対する防災教育に関する指導計画の作成支援および協議会の関連市における全ての学校への共有	○	○	○	○	○	○	○
H	16	小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検	継続	継続	継続	継続	継続		○
H	17	「我が家の避難カード」の作成	継続	継続	継続	継続	継続		○

### ■避難行動のための情報発信等

F	21	避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線等の普及（無線のデジタル化等）	継続	継続	継続	継続	継続		継続
F	22	避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスや SNS の活用等	継続						
F	24	道路付帯施設（照明柱等）への避難誘導表示の整備	継続	継続	継続	継続	継続		継続

□ : 協議会全体の取組      □ : 国または県と協働した取組

(● : モデル市としての取組      ○ : モデル市の取組状況や国・県の支援等を受けて実施する取組)

課題	取組番号	取組内容	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	近江八幡市	甲賀市
----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

② 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組

■ 水防体制の強化

I	28	水防団員や消防団員の募集の強化	継続						
I	29	自主防災組織の活用、強化（組織の育成や立上げサポート等）	継続	継続	継続	継続	●	継続	●
I	30	水防技術に関する勉強会の実施	継続	継続	継続	継続	継続		
I	31	ロールプレイング方式による情報伝達訓練の実施による連絡体制の強化・確認（タイムラインの活用）	継続	継続	継続	継続	継続		○
J	32	市を越えた水防訓練の検討（広域避難計画の作成後に訓練を実施予定）		●		●		継続	
J	33	防災組織の連絡が迅速かつ円滑に行える MCA 無線の整備	継続	継続	継続	継続	-		

■ 水防活動支援のための情報公開、情報共有

K	34	重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検（国管理区間）	継続	継続	継続	継続	継続		
K	35	重要水防箇所について 5 ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市により共同点検（県管理区間）	○	○	○	○	○		○
K	36	水防資機材について、河川管理者、水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施							○

■ 市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進

L	46	危険性の高い中小河川における避難判断の目安の検討	●						
---	----	--------------------------	---	--	--	--	--	--	--

③ 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組

■ 排水活動及び施設運用に関する取組

M	49	基地被災時を想定した衛星通信車や対策本部車を利用した訓練の実施	●	●	●	●			
M	51	浸水が 4 週間以上に及ぶ湖岸地域の早期復旧に資する資機材の広域的な輸送計画の作成	○	○	○	○	○		
M	52	広域的に資材を運用するための調整の実施	○	○	○	○	○		

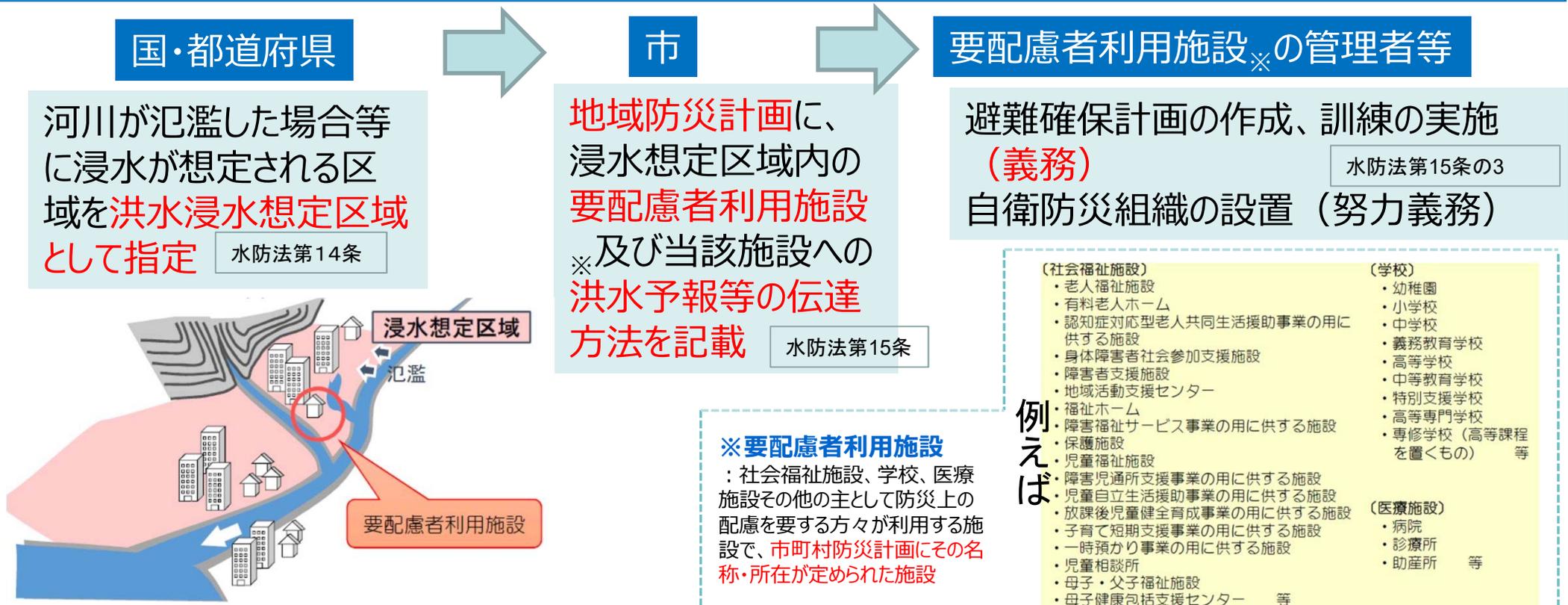
□ : 協議会全体の取組      □ : 国または県と協働した取組

# 水防法の改正について (要配慮者利用施設の避難体制の強化)

---

## 水防法の改正により、要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。



# 適切な避難確保対策の作成に向けて

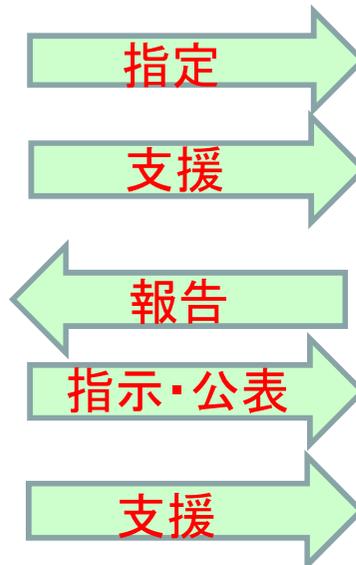
## 各市にお願いしたいこと・ご理解いただきたいこと

- 浸水想定区域内にあり利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な**要配慮者利用施設**を適切に指定すること
- 指定された施設については、地域防災計画の改定にあわせ、**当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認**すること
- なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜に**施設の指定の見直しを検討**すること。また、要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達訓練を実施することが望ましいこと

市

要配慮者利用施設の管理者

- ◆ 要配慮者利用施設の指定
- ◆ 避難確保計画の作成の支援
- ◆ 避難確保計画の作成の確認
- ◆ 避難訓練の実施の支援



- ◆ 避難確保計画の作成
- ◆ 避難訓練の実施



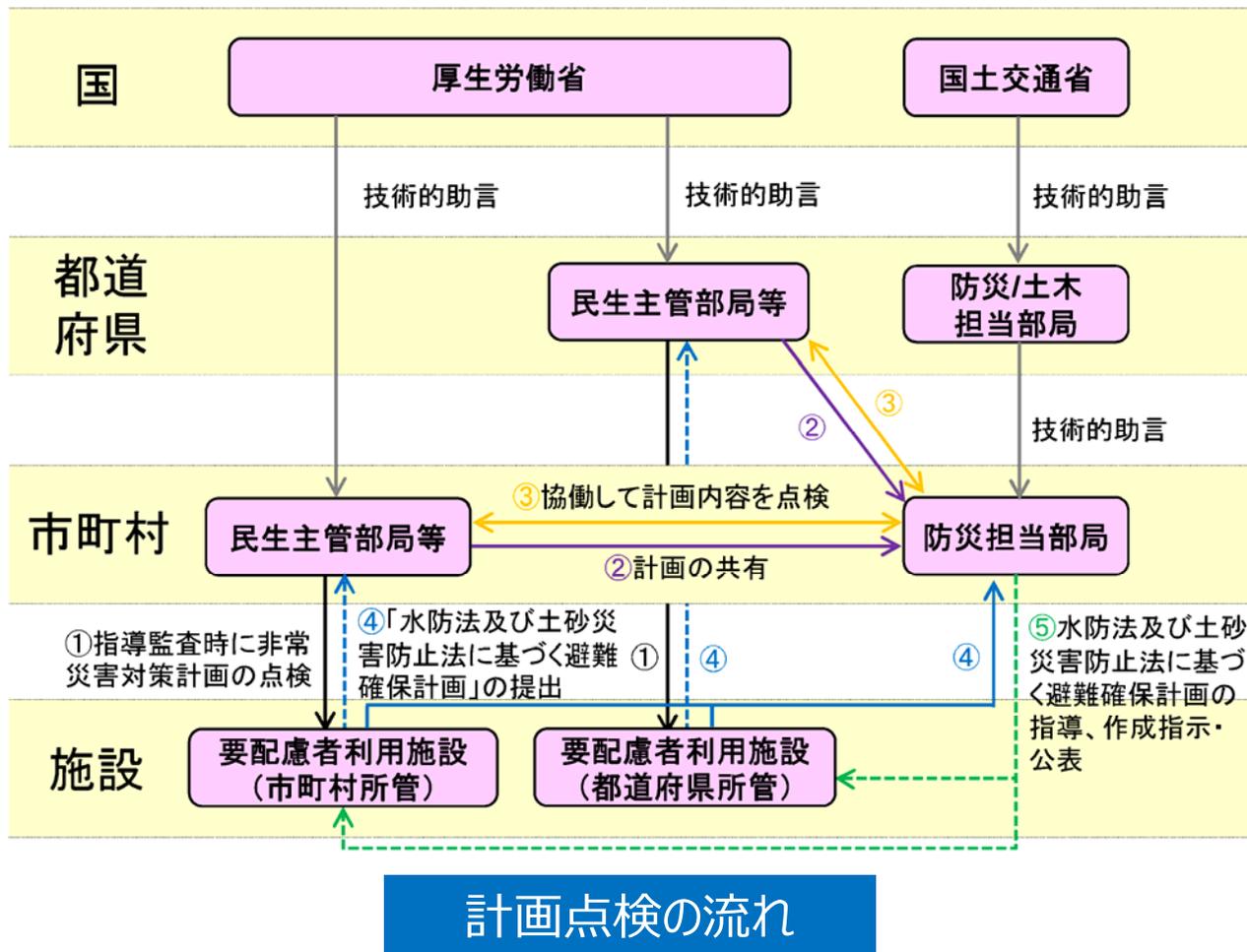
簡易な入力

計画ひな形

避難確保計画の作成にあたっては各種手引き・ツールが整備済み

# 避難確保計画の確実な点検について

- 計画の点検に際しては、各施設を所管する都道府県又は市町村が**関係部局と連携して行い、計画内容も共有**
- 計画を点検する際の、チェックリストとチェックにおける留意点をまとめた**マニュアルを作成**



避難計画チェックリスト

チェック対象施設名	チェック担当者名	
計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ） (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	

点検マニュアル

- 民生主管部局が施設の運営等に関する事項について、防災主管部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、**効果的・効率的に計画の点検を進める**ことが望ましい。

## 点検の際の役割分担のイメージ

計画に記載される事項	民生主管部局	防災主管部局
(ア) 防災体制、 情報の収集・伝達	○(施設内の体制)	○(防災情報)
(イ) 避難誘導	○(利用者の誘導方法)	○(避難先、避難路)
(ウ) 施設整備	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○(組織)	○(業務内容)

要配慮者利用施設における  
避難確保計画、訓練について  
滋賀県の取組

# これまでの取組など

- 平成28年度
  - ・ 洪水時等に適切な避難行動がとれるよう、要配慮者利用施設の管理者に対し、水害・土砂災害への備えに関する説明会を開催
- 平成29年度
  - ・ 施設の浸水等リスク一覧（リスク抽出マップ）を市町へ提供
  - ・ 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）【水害・土砂災害編】（滋賀県版）を作成
  - ・ 地域防災計画への位置づけに関する情報を提供、マニュアルに関する勉強会を実施

# 水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設管理者向け説明会の実施

平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、滋賀県防災危機管理局・健康医療福祉部・土木交通部は、国土交通省と連携し、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、水害・土砂災害時の避難にかかる防災情報等に関して理解を深めていただくための説明会を開催した。

## ■ 説明内容

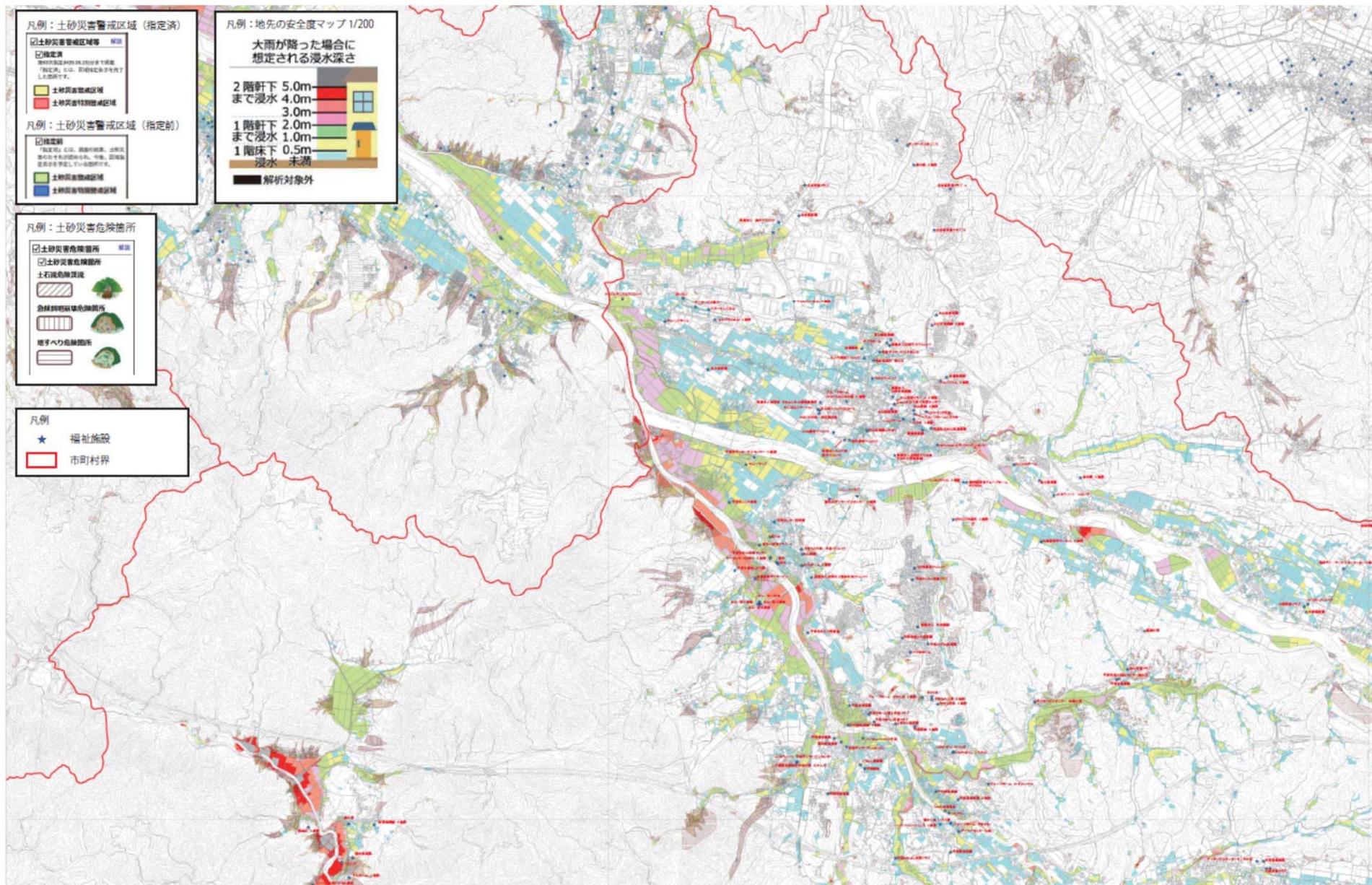
- (1) 水害・土砂災害に備えて〔国土交通省 近畿地方整備局〕
- (2) 社会福祉施設等における利用者の安全確保および非常災害時の体制整備の強化・徹底について〔滋賀県 健康医療福祉部〕
- (3) 防災気象情報の活用について〔気象庁 彦根地方気象台〕
- (4) 防災情報等の提供について〔国土交通省 近畿地方整備局、滋賀県 土木交通部〕

## ■ 開催記録

圏域	開催日時	場所	出席施設数	案内送付施設数
高島	H28.12.19	高島市観光物産プラザ	64	136
湖北	H29.1.27	長浜市浅井文化ホール	116	292
湖東	H29.2.9	ひこね燦パレス	82	329
大津	H29.2.17	大津市生涯学習センター	155	588
東近江	H29.3.1	東近江市あかね文化ホール	85	483
甲賀	H29.3.7	甲賀市甲南情報交流センター	60	304
南部	H29.3.15	守山市民ホール小ホール	304	590



# 施設の浸水等リスク一覧（リスク抽出マップ）を市町へ提供



# 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）

## 【水害・土砂災害編】（滋賀県版）を作成

要配慮者利用施設に係る  
避難確保計画作成の手引き（案）  
【水害・土砂災害編】  
（滋賀県版）

平成30年1月  
滋賀県  
(H30.1.15時点)

— 目次 —

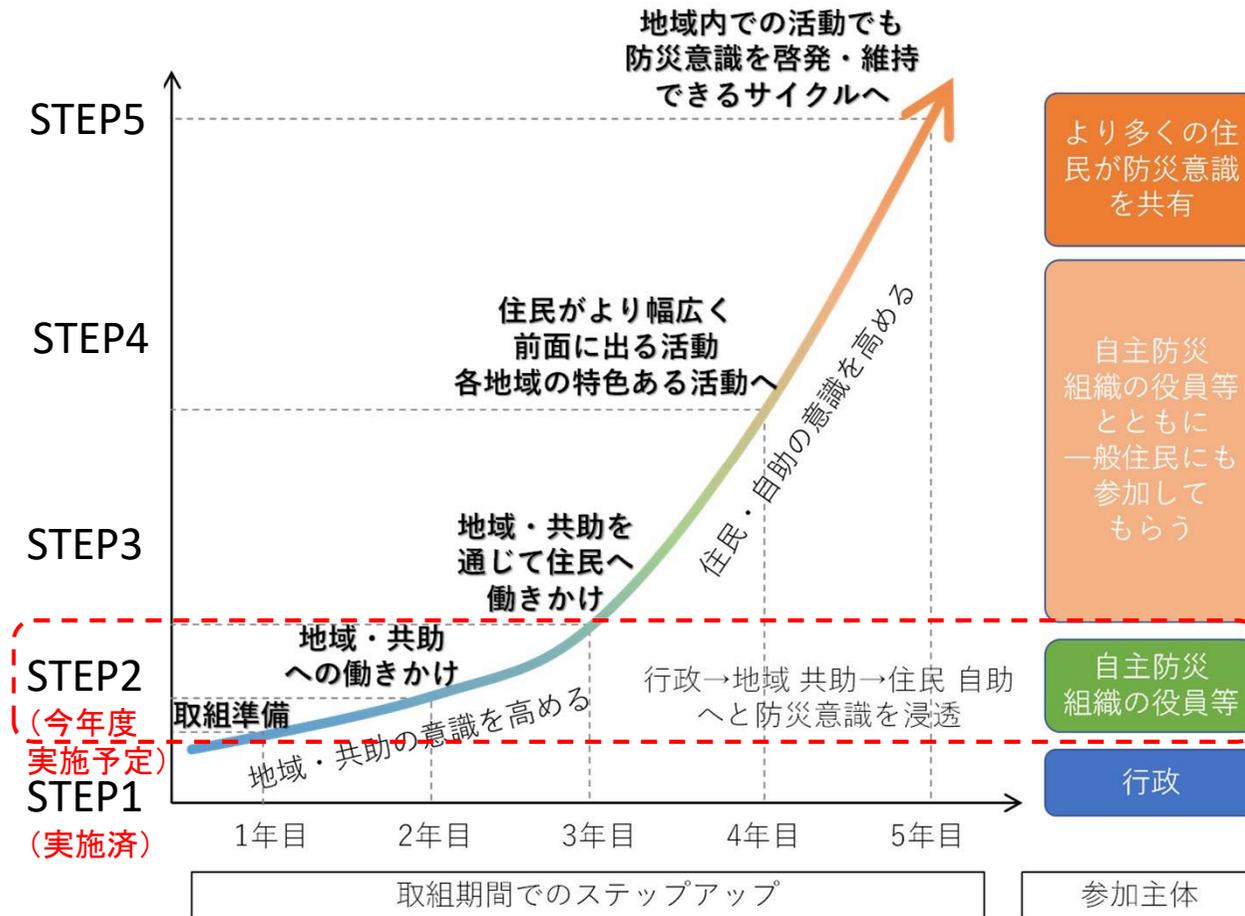
1.	はじめに	1
1.1.	本手引きの目的	1
1.2.	法律的な背景	1
2.	施設管理者の役割	4
2.1.	避難確保計画の作成	4
2.2.	市町長への報告	5
2.3.	避難訓練の実施	5
3.	避難確保計画の提出様式について	6
3.1.	市町長に提出する様式	6
3.2.	各施設で適切に管理する様式（提出不要）	7
3.3.	避難確保計画作成の流れ	7
4.	避難確保計画への記載事項	9
4.1.	計画の目的、報告、適用範囲【様式1】	9
4.2.	施設周辺の避難経路図【別紙1】	10
4.3.	防災体制【様式2】	23
4.3.1.	防災体制の記載例	23
4.3.2.	洪水時の体制確立の判断時期	24
4.3.3.	土砂災害時の体制確立の判断時期	38
4.3.4.	気象注意報・警報に関する基準について	42
4.3.5.	タイムラインの活用	43
4.3.6.	避難用語の解説	45
4.4.	情報収集・伝達	46
4.4.1.	情報収集・伝達【様式3】	46
4.4.2.	緊急連絡先の整理【様式8】～【様式10】	48
4.5.	避難誘導	51
4.5.1.	避難誘導【様式4】	51
4.5.2.	対応別避難誘導方法一覧表【様式11】	53
4.5.3.	防災体制一覧表【様式12】	55
4.6.	避難の確保を図るための施設の整備、防災教育および訓練の実施	56
4.6.1.	避難の確保を図るための施設の整備、防災教育および訓練の実施【様式5】	56
4.6.2.	防災教育および訓練の年間計画【様式7】	58
4.7.	自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）【様式6、他】	60

# 地域住民と連携した自転車による現地調査～水害リスクの意識を高める～

- 取組方針において、「地域住民と連携したサイクリングや、まちあるきによる避難経路・河川周辺の現地調査」を協議会全体の取組項目として設定。
- STEP1(取組準備)として、関係機関職員により、平成29年3月14日にキックオフとしての現地調査を実施し、10月18日に管理用通路、サイクリングロードの点検を行うとともに、意見交換を実施。
- 平成30年度は、STEP2(地域・共助への働きかけ)として、自主防災組織の役員の方を対象に現地調査を予定。

平成30年度の実施要綱案

項目	内容(案)
参加対象	自主防災組織役員
参加人数	10～20名程度
想定時間	2時間程度



取組のステップアップのイメージ図



平成29年3月14日実施

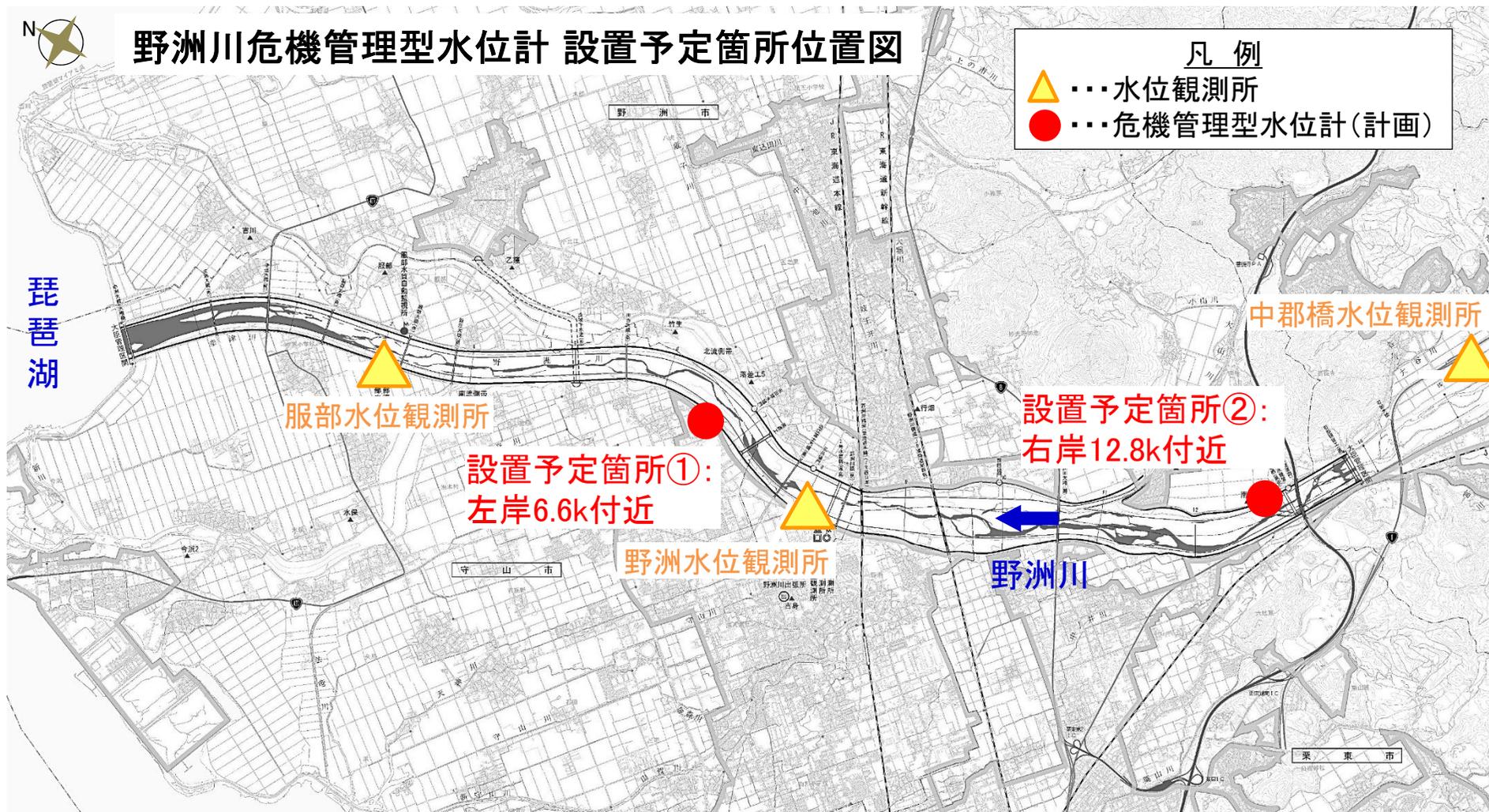


平成29年10月18日実施

自転車での調査状況

# 野洲川(国管理区間)における危機管理型水位計の配置計画

- 野洲川(国管理区間)においては、2箇所(左岸6.6k付近、右岸12.8k付近)に危機管理型水位計を配置予定
- 平成30年度に、設置方法等の詳細設計を実施の上、設置予定



# 防災教育の促進について

野洲川地域安全懇談会において、防災教育の先行校の候補を募集

防災教育の先行校 : 栗東市立 葉山小学校

野洲川地域安全協議会と先行校で連携し、指導計画等を作成

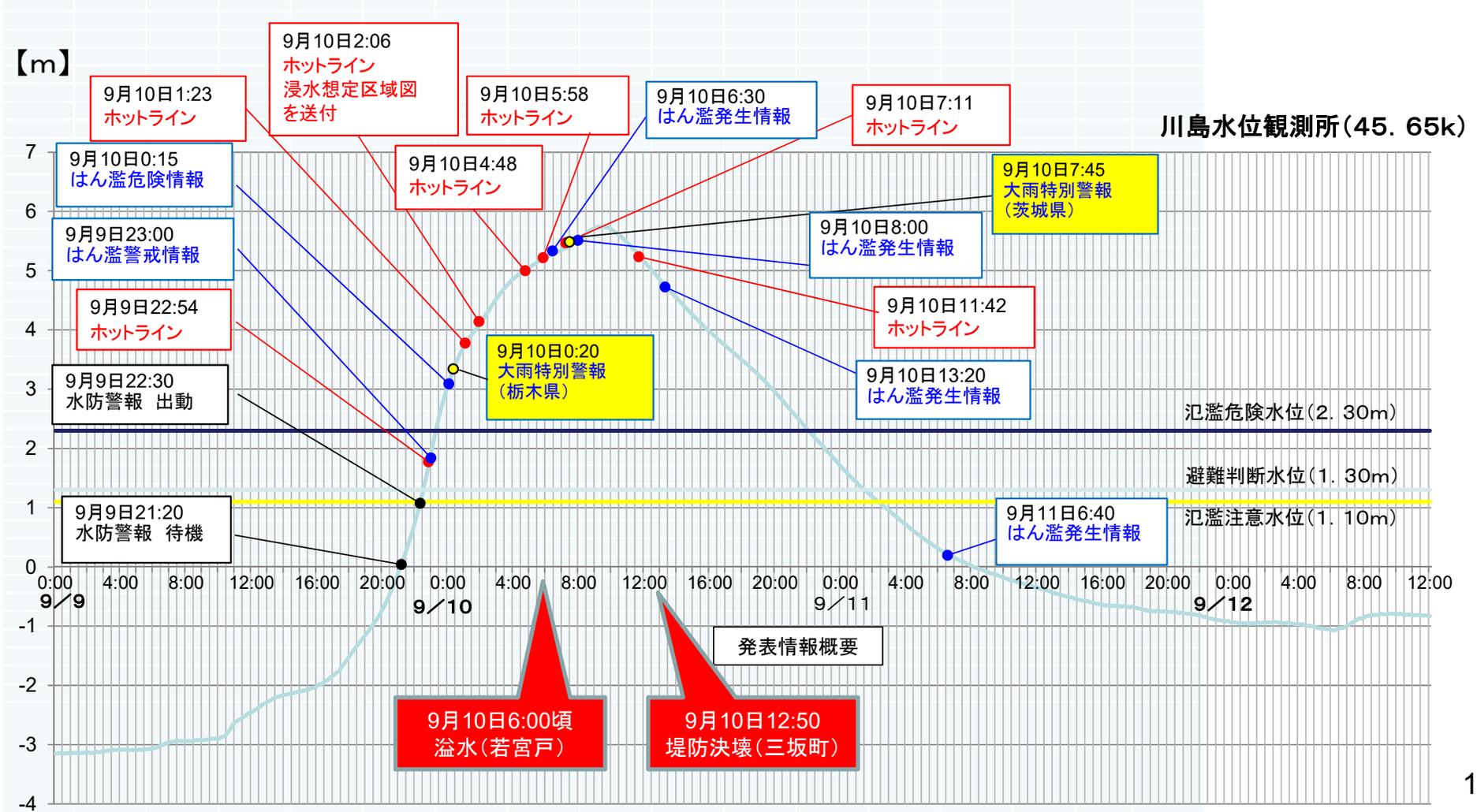


作成した指導計画等は協議会に関連する市の全ての学校へ共有

改訂された新学習指導要領に基づく防災教育として各学校にて授業を実施

# 事務所長等からのホットライン(鬼怒川の事例)

➤ 水位の状況や今後の見通しに応じて、事務所長から市区町村長等に、ホットラインにより、情報を提供



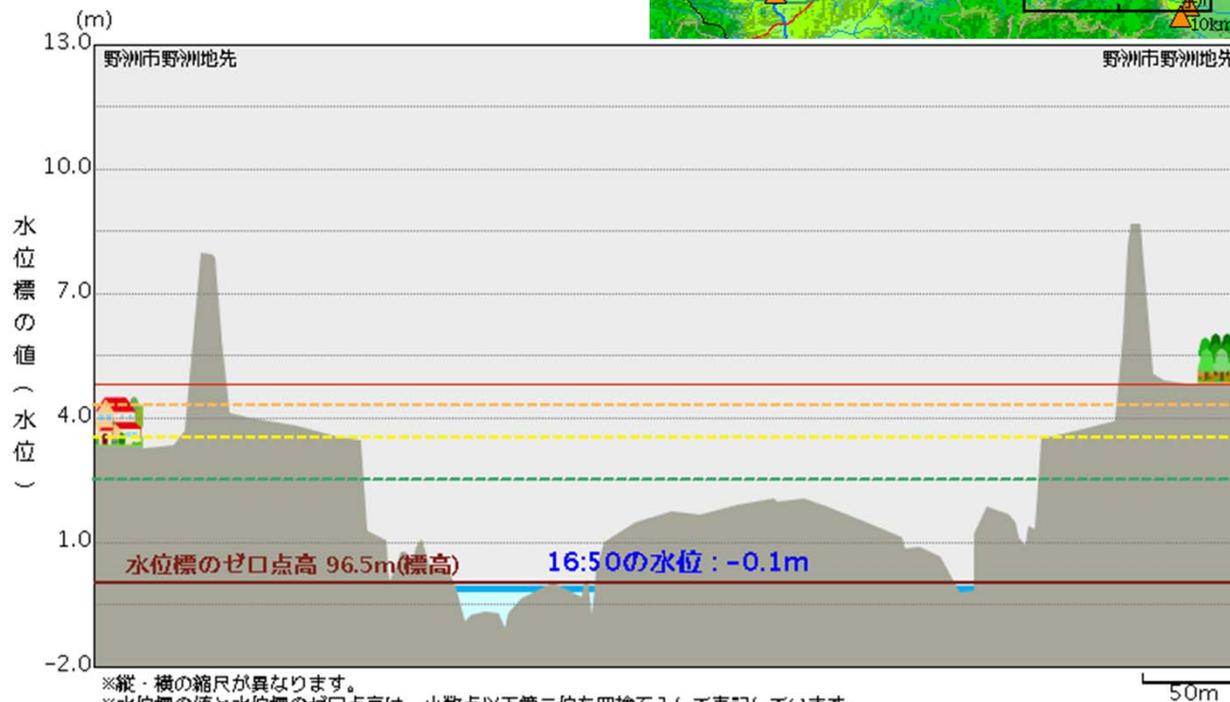
# ホットラインからの情報提供内容(事例)

ホットライン(事務所長→市町長)による情報提供				
段階	避難判断水位超過 レベル3段階	はん濫危険水位超過 レベル4段階	はん濫発生 レベル5段階	
目的等	はん濫警戒情報が発表され、避難について検討する段階であることについて、洪水の見通しを含めて市町村長へ情報提供する。	市町村長が避難にかかる判断を実施可能とする具体的情報提供を行う。	はん濫発生状況を当該市町村長に情報提供する。	
提供する情報 内容	洪水予報等	現在、発令中の洪水予報等		
	予測水位情報	基準水位観測所等における水位の見込み		
	危険度レベルの見込み	今後見込まれる危険度レベル	—	
	施設の操作状況等	上流のダムの洪水調節状況		
		—	【必要に応じて】 ポンプの停止、樋門等の操作状況	
	情報の入手先等	情報の入手先(河川情報・CCTV 映像等) 等		
	浸水想定被災想定被災状況	はん濫により浸水が想定される地区 過去の洪水との比較等、切迫性の確認	溢水、堤防決壊が想定される箇所、区間 はん濫した場合の浸水範囲や浸水到達時間の見込み	氾濫発生
水防、避難、通行止め等に関する助言等	—	水防資材や人員不足に関する助言(河川管理者の協力可能内容、自衛隊等外部への応援要請)等	水防、通行止め等	現地状況に応じて水防、通行止め等対応の強化等を依頼する。
			水防、避難等	水防、避難等に関して必要な支援についての要請を聴く。

H27.5調査第一課整理(整理元:H25年11月Ver.0.1 近畿地整河川部作成『危機的な洪水状況における災害対策本部幹部の対応手順 ~平成25年台風18号洪水での教訓を踏まえて~』)

➤ 野洲観測所の水位が避難判断水位(4.30m)に到達、はん濫危険水位(4.80m)に到達した時点及び氾濫が発生した時点でホットラインによる情報提供を実施

## ○野洲観測所



※縦・横の縮尺が異なります。  
 ※水位標の値と水位標のゼロ点高は、小数点以下第二位を四捨五入して表記しています。

氾濫が発生



ホットライン  
の主な内容

決壊・氾濫  
の情報

はん濫危険水位  
4.80m  
河川がはん濫するおそれのある水位



危険度  
現象の予測

避難判断水位  
4.30m  
避難情報発表の目安となる水位



水位情報  
現象の予測

はん濫注意水位  
3.50m  
河川のはん濫の発生を注意する水位

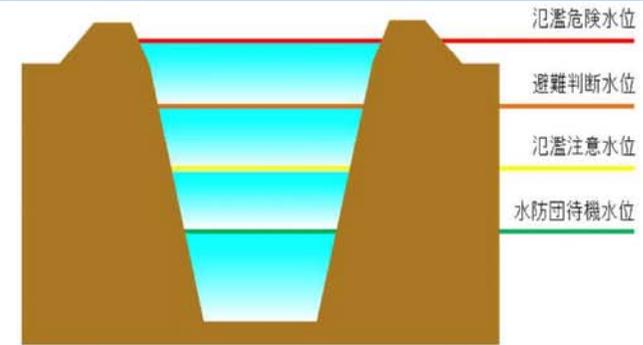
水防団待機水位  
2.50m  
水防団が待機する目安となる水位

## ホットラインの具体的な運用(県管理河川)

河川管理者		市町	
水位・情報	双方向のホットライン		発令等
氾濫危険水位	土木事務所長	市長 (副市長・部長)	避難勧告
避難判断水位	土木事務所 河川砂防課長	防災担当 課長	避難準備・ 高齢者等避難開始
氾濫注意水位			消防団が出動
水防団待機水位			消防団が待機

**ホットラインの主な内容**

- ◆ 現状到達水位、予想到達水位情報
- ◆ その時点で判明している河川の損壊箇所や浸水発生等の情報



水位の名称	発表される避難 情報(目安)	野洲川上流		杣川	日野川		草津川
		横田橋	水口橋	北杣橋	桐原橋	安吉橋	西矢倉
氾濫危険水位	避難勧告 避難指示(緊急)	3.90	1.45	4.00	5.10	4.10	4.30
避難判断水位	避難準備 ・高齢者等避難開始	3.50	1.20	3.50	3.80	3.40	3.40
氾濫注意水位	消防団が出動	2.50	1.00	3.00	3.00	2.70	3.10
水防団待機水位	消防団が待機	1.50	0.65	2.00	1.80	1.80	2.30
避難判断水位から氾濫するまでの想定時間		4時間	2.5時間	3時間	2.8時間	2時間	4.5時間

## 水位観測局位置図(甲賀・湖南圏域)

- 避難の基準水位は複数の観測所で設定されています。



# 「洪水警報の危険度分布」の 活用について

# 消防庁 自治体通知「洪水警報の危険度分布」の活用について

「洪水警報の危険度分布」の活用について

平成30年2月  
消防庁国民保護・防災部防災課

## 自治体に通知された事例集

(平成30年2月14日、消防災第24号  
「洪水警報の危険度分布」の活用について)

- 消防庁において、関係自治体及び気象庁の協力のもと、平成29年7月から気象庁による提供が開始された新たな防災気象情報である「洪水警報の危険度分布」の実例等を取りまとめ。
- 河川水位等の現地情報に加え、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、「洪水警報の危険度分布」を活用することが有効であることを確認。

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/02/300214\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/02/300214_houdou_1.pdf))

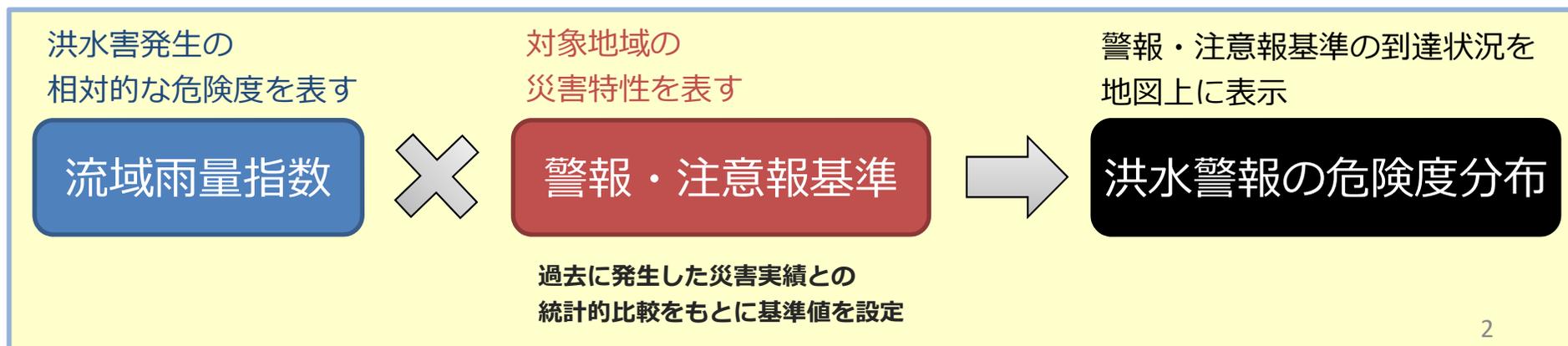
# 流域雨量指数と洪水警報の危険度分布の関係

## ○ 流域雨量指数

- ・ 河川の上流域に降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。水位変化との相関が高い指標で、任意の地点における洪水危険度の把握が可能。
- ・ 河川の断面形状や計算に必要なパラメータは、実際に即したのではなく仮定に基づいている。また、ダムや堰等による人為的な流量調節の効果も考慮していない。これらの要素は「洪水警報・注意報基準」の設定により間接的に考慮され、当該基準により災害発生危険度の高まりを判定できる。
- ・ 雨量予測に基づき、6時間先までの予測値を算出（気象庁防災情報提供システムで10分毎に更新）。

## ○ 洪水警報の危険度分布

- ・ 10分毎に計算される「流域雨量指数」を「洪水警報・注意報基準」で判定し、その判定結果を地図上に表示したもの。
- ・ 「洪水警報・注意報基準」は、過去の災害発生時の流域雨量指数の値を調査して、河川毎に設定。
- ・ 判定には、3時間先までの流域雨量指数の予測値を用い、その中で最も高い危険度を表示している（洪水警報の危険度分布は、気象庁ホームページで10分毎に更新）。



# 危険度分布の色に応じた避難行動（洪水害）

色が持つ意味	説明※1・2	内閣府のガイドラインの発令基準に対応する避難情報
<b>極めて危険</b> すでに基準Ⅲに到達	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。重大な洪水害が <b>すでに発生</b> しているおそれが高い極めて危険な状況。	
<b>非常に危険</b> 3時間先までに基準Ⅲに到達すると予測	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水害が発生するおそれが高い。 <b>水位が氾濫注意水位等を越えている場合には速やかに避難を開始する。</b> ※3	氾濫注意水位等を越えていれば <b>避難勧告</b>
<b>警戒（警報級）</b> 3時間先までに基準Ⅱに到達すると予測	<b>水位が水防団待機水位等を越えている場合には避難の準備</b> をして早めの避難を心がける。※4 高齢者等は速やかに避難を開始する。	水防団待機水位等を越えていれば <b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
<b>注意（注意報級）</b> 3時間先までに基準Ⅰに到達すると予測	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	

※1 洪水警報の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やかに避難行動をとってください。

※2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水警報の危険度分布ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難勧告等が発令されますので、それらに留意し、適切な避難行動を心がけてください。

※3 その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、早めの避難の観点から、速やかに避難を開始することが重要です。

※4 その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、避難の準備をして早めの避難を心がけてください。

注：危険度分布の色と避難情報や避難行動との関係の詳細は、巻末の参考「洪水警報の危険度分布の色に応じた住民等の行動の例」参照。

# 洪水警報の危険度分布の色に応じた住民等の行動の例

色が持つ意味	避難情報や水位情報等に応じた住民等の行動の例※1・2	流域雨量指数の各基準への到達状況とそこから想定される周囲の状況例
<b>極めて危険</b> すでに警報基準の一段上の基準に到達	<p>《流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。》</p>	
<b>非常に危険</b> 3時間先までに警報基準の一段上の基準に到達すると予想	<p>重大な洪水害が発生するおそれが赤色（警報級）よりもさらに高まると予想されており、水位が氾濫注意水位等を越えていれば自治体から避難勧告が発令される非常に危険な状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、                      &lt;避難勧告等が発令されている場合&gt;  <b>速やかに避難を開始する。</b>                      &lt;避難勧告等が発令されていない場合&gt;                      河川の水位情報を確認し※3、<b>水位が氾濫注意水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、速やかに避難を開始することが重要。</b></p>	<p>流域雨量指数の3時間先までの予測値が、過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値（警報基準の一段上の基準）に到達すると予想。</p> <p>水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれが高い。重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれが高い。</p>
<b>警戒</b> (警報級) 3時間先までに警報基準に到達すると予想	<p>重大な洪水害が発生するおそれがあり、水位が水防団待機水位等を越えていれば自治体から避難準備・高齢者等避難開始が発令される状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、                      &lt;避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合&gt;  <b>避難の準備をして早めの避難を心がける。</b>                      &lt;避難準備・高齢者等避難開始が発令されていない場合&gt;                      河川の水位情報を確認し※4、<b>水位が水防団待機水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、避難の準備をして早めの避難を心がける。</b></p>	<p>流域雨量指数の3時間先までの予測値が、重大な洪水害が発生しうる値（警報基準）に到達すると予想。</p> <p>水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれがある。重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれがある。</p>
<b>注意</b> (注意報級) 3時間先までに注意報基準に到達すると予想	<p>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。</p>	<p>流域雨量指数の3時間先までの予測値が、軽微な洪水害が発生しうる値（注意報基準）に到達すると予想。</p> <p>水位周知河川・その他河川が増水し、軽微な洪水害（道路冠水や家屋の床下浸水等）が発生するおそれがある。</p>
<b>今後の情報等に留意</b>	<p>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。</p>	<p>普段と同じ状況。雨のときは、雨水が河川に集まり流れ下る。</p>

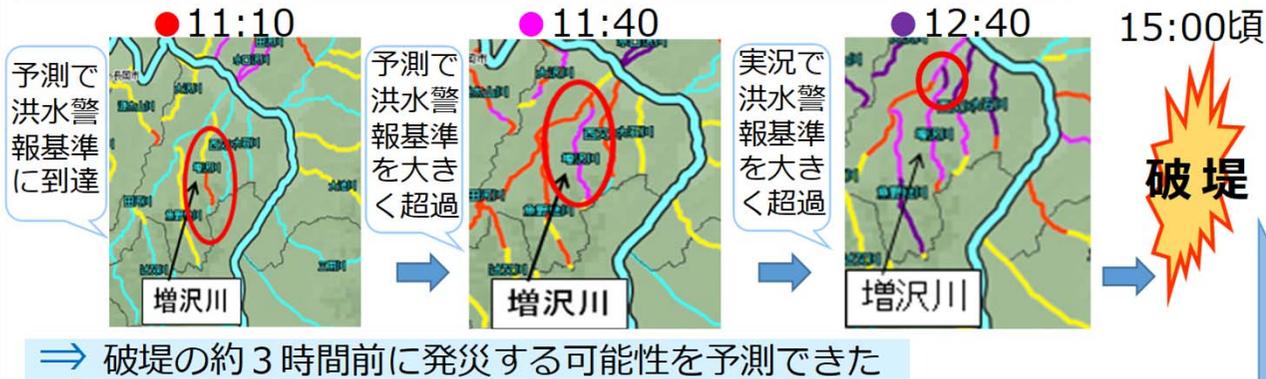
※1 洪水警報の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やかに避難行動をとってください。  
 ※2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水警報の危険度分布ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難勧告等が発令されますので、それらに留意し、適切な避難行動を心がけてください。  
 ※3 河川の水位情報は「川の防災情報」で確認してください。その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、早めの避難の観点から、速やかに避難を開始することが重要です。  
 ※4 河川の水位情報は「川の防災情報」で確認してください。その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、避難の準備をして早めの避難を心がけてください。

# 「洪水警報の危険度分布」の活用について〔概要〕

集中豪雨等により急激に水位が上昇する傾向がある中小河川における避難勧告等の発令の必要性を見極めるに当たり、河川水位等の現地情報に加え、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、「洪水警報の危険度分布」を活用することが有効であることを確認。

## 新潟県における精度の検証

例1：増沢川（新潟県魚沼市）の状況（平成29年7月18日）  
避難勧告発令時刻：12時00分



## 平成29年7月九州北部豪雨災害における状況

例2：赤谷川（福岡県朝倉市）の状況（平成29年7月5日）  
避難勧告発令時刻：14時26分



## まとめ

○「洪水警報の危険度分布」の防災対応への活用により一定の成果が見られた。

・洪水害発生時の危険度が高まっている地域の現地状況確認のトリガーとして活用

・水位計等がない場合の暫定的な対応として、現地情報と組み合わせることによる適時的確な避難勧告等の発令

※破堤及び溢水時刻は聞き取り等による推定時刻



# 水位を知り はん濫に備える

各観測所には、はん濫の危険度を表す基準水位が定められています。現況水位が基準水位のどこまできているか、水位上昇を続けているかを「川の防災情報」で確認し、はん濫の危険性を知ることができます。

基準水位 (m)

瀬田川		野洲川
関ノ津	鳥居川	野洲
2.80	1.40	4.80
2.60	1.30	4.30
2.00	0.80	3.50
1.00	0.70	2.50

⑤はん濫発生

④はん濫危険水位

はん濫するおそれのある水位

③避難判断水位

避難準備情報発表の目安となる水位

②はん濫注意水位

はん濫の発生を注意する水位

①水防団待機水位

水防団が待機する目安となる水位

# 洪水情報を 緊急速報メールで配信

平成29年5月より、国が管理する瀬田川や野洲川がはん濫する可能性が高まったとき、その地域にいる人へ、はん濫の危険をお知らせする洪水情報を携帯電話・スマホへ自動配信しています。

はん濫危険水位を越えたとき

河川管理者(国)  
・気象庁

緊急速報メール配信  
・はん濫のおそれ  
・はん濫の発生

住民のみなさま

河川の水位と今後の雨の降り方の予測をもとに、国土交通省と気象庁が共同で洪水予報の発表を行います。市町村からは、避難情報が発表されます。

洪水予報

避難情報

とるべき避難行動

⑤はん濫発生情報

避難指示

逃げ遅れた場合は  
身近の少しでも  
高い・頑丈な建物へ

④はん濫危険情報

避難勧告

安全を確保できる  
場所へ速やかに避難

③はん濫警戒情報

避難準備情報

避難の準備を開始  
(要配慮者は避難開始)

②はん濫注意情報

「川の防災情報」や  
テレビから情報収集

洪水予報や避難情報の発表を待つだけではなく、住民自ら判断して早めの避難を心がけましょう。

■配信内容

瀬田川または野洲川において、はん濫危険水位を超え河川氾濫のおそれがあるとき、はん濫が発生したときに配信します。

■配信エリア

河川名	基準観測所 (位置)	配信対象市町村
瀬田川	関ノ津 (大津市)	大津市
	鳥居川 (大津市)	
野洲川	野洲 (野洲市)	近江八幡市、草津市、 守山市、栗東市、 野洲市、湖南市

表紙：H25.9 台風18号 野洲川

いつもはおだやかな川が



大雨で豹変する



洪水にそなえ、まずチェック!

国土交通省

川の防災情報



野洲川放水路は2019年6月に通水40周年を迎えます。たくさんの地元の方の協力のうえ進められたこの事業にもう一度焦点を当て、未来へ伝えていきましょう。

問合せ先

H30.3

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所 調査課  
〒520-2279 大津市黒津4-5-1  
☎077-546-0844 (代表)



# 「川の防災情報」は、リアルタイムで川の様子や雨の状況などを知ることができるWebサイトです。

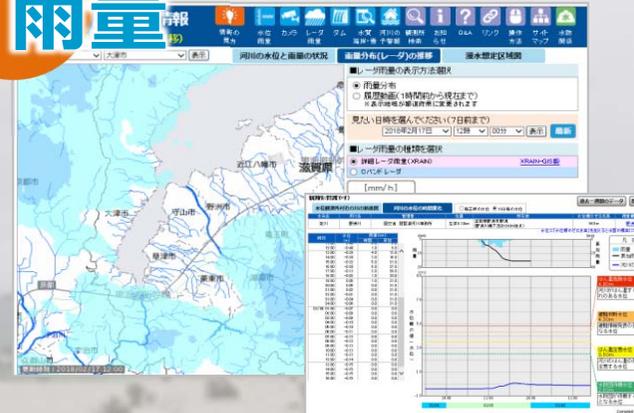
記録的な大雨が降ると瀬田川や野洲川でも、川の水が堤防を越えたり、堤防が壊れるなど洪水が起こり得ます。洪水から身を守るためには、住民自ら情報収集することが大切です。

## 川の水位



各観測所におけるリアルタイムの川の水位と水位変化を見ることができ、はん濫の危険度がわかります。

## 雨量



高性能のレーダ雨量や観測所における降雨量を見ることができます。

## まちとはん濫



はん濫した場合、どのくらいの深さまでまちが浸水する危険性があるかなどを、浸水想定区域図で見ることができます。また、各市町のハザードマップのページへ移動し、見ることもできます。

## 川の様子



河川監視用のCCTVカメラの画像から、各地点のリアルタイムの川の様子を見ることができます。

背景：H25.9 台風18号 野洲川

## ●サイトの操作方法

①ページ上部のバナーから見たい情報をクリック。



②都道府県名を選択。



③ページ左上のタブから市町村名を選択し、表示をクリック。



④地図上から観測所やカメラなどを選択すると、情報が表示されます。地図右の凡例を参考にご覧下さい。



情報の見方や詳しい操作方法はページ上部の下記のバナーからご覧いただけます。



## ●「川の防災情報」へのアクセスはコチラから



○ パソコン用サイト：<http://www.river.go.jp/>  
○ スマートフォン用サイト：<http://www.river.go.jp/s/>



# あなたのまちに水位計を

～低コストで洪水時の観測に特化した水位計が導入できます～



避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

## ● 初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台※



▶電池等で5年間稼働、  
メンテナンスフリー

※機器本体のみ。取付け用付属物や設置費用を除く



## ● ランニングコスト

- ・通信費 (SIM)
  - ・システム運営費
- 月々950円～  
/台



危機管理型水位計運用協議会  
が運営

新たなIoT技術を活用し、  
安価で使いやすい  
システムを開発

クラウド

危機管理型水位計  
運用システム

インターネットで  
提供

ユーザ

- 河川管理者
- 住民・市町村等
- マスコミ

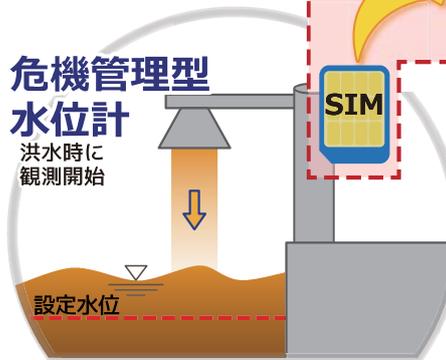
そろそろ  
〇〇地区が  
浸水しそうだ！

近くの川の  
水位は...

危機管理型  
水位計

洪水時に  
観測開始

設定水位



## 伊勢市の声

(平成30年度に危機管理型水位計を設置予定)

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。

協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

## ■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。

5年間無給電(電池等で稼働)、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。



現場実証実験第一弾(鶴見川水系 鳥山川)



現場実証実験第二弾※寒冷地仕様(最上川水系)

## ■危機管理型水位計運用協議会とは

水位計のデータを処理、配信、表示するシステムを共同で運用するために設立した協議会(国11機関, 31道府県, 11市町/平成30年3月19日現在)。

- ①共同運用により水位計の運用コストを大きく削減
- ②水位データを一括して見える化
- ③初めて水位計を設置する市町村への支援

協議会に参加すると、危機管理型水位計を低コストで効率的・効果的に運用することができます。



### ●市町村が水位計(1台)を運用する場合のコスト試算

		水位計1台あたりの 使用料金(円/年)	備 考
初期設定費用		2,000	初期登録時のみ
基本料金		3,000	100台ごとに200円引き
使用料金	システム使用料金 (通信回線費含む)	8,400~	月額700円~ ・通信回線量 : 月1,500KBまで ・水位データ : 月1,000件のデータ受信まで

年間使用料金の合計  
11,400円~/年

月々  
950円~/台

### ●提供画面イメージ



- ※ 料金には、水位計本体、水位計の設置等に関する費用は含まれません。
- ※ 料金設定は、今後の運営状況、追加機能等を踏まえ、随時見直されることがあります。
- ※ 料金は税抜きです。詳細については各契約の条件によります。
- ※ 通信回線は、水位計1台につき1回線を使用する想定です。

※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

## 問合わせ先

### 危機管理型水位計運用協議会運営事務局

〒102-8474 東京都千代田区麹町一丁目三番地(ニッセイ半蔵門ビル)

一般財団法人河川情報センター

電話 03-3239-2641 FAX 03-3239-0929

e-mail kss-kikaku@river.or.jp